

決算特別委員会会議録

平成23年10月26日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 16:17

委員長

ただいまから平成22年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 平成22年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。第5款 労働費、第6款 農林水産業費、及び第7款 商工費、196ページから214ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております、196ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

196ページ、旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業費、生活相談員活動についてお尋ねいたします。この相談活動はどこでされているのか、それをまず教えてください。

土木建設課長

相談活動は飯塚集会所に5名、穂波支所に1名、筑穂人權センターに1名、旧庄内町の立集会所に1名、旧頼田町の石丸相談員事務所に1名でございます。

宮嶋委員

9名ということですかね。相談件数と主な内容を教えてください。

土木建設課長

相談件数は平成22年度の受付件数が合計1,485件っております。相談内容につきましては雇用に関することが761件で、生活全般に関することが636件で、公共機関等の事務手続に関することが88件となっております。

宮嶋委員

相談員の方はどういう方でしょうか。

土木建設課長

相談員の方は事業に精通しており、相談を行う者が気軽に話せることが重要なため、経験があり、昨年まで委嘱していた生活相談員9名に引き続きお願いしております。

宮嶋委員

いわゆる特定開発就労事業にかかわってこられた方ということですね。これは暫定就労事業というふうに銘うってありますが、この事業、相談活動はいつまで行われるのでしょうか。

土木建設課長

平成22年度で終了いたしました。

委員長

198ページ、永末委員に質疑を許します。

永末委員

198ページの緊急雇用創出事業委託料のコミュニティ・ビジネス創出支援事業の198万円の方で質問させていただきます。まず、コミュニティ・ビジネス創出支援事業の目的をお聞かせください

中心市街地活性化推進課長

中心商店街が抱える大きな問題につきましては、空き店舗数が増加し、空洞化が進展しているということでございます。この問題を解決するために中心商店街の空き店舗を借り上げて、そこを調査活動の拠点とし、中心市街地における商店街の空き店舗の実態調査や効果的な空き店舗対策事業の立案のための基礎資料を作成しまして、NPOとの連携により中心市街地

の活性化を図るというものでございます。

永末委員

請負者及び委託期間はどのようになってますでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

まず請負者でございますが、飯塚市本町8番28号、特定非営利活動法人 筑前の国シュガーロード飯塚宿代表理事 前田精一氏でございます。契約期間につきましては平成22年10月16日から平成23年3月31日まででございます。

永末委員

この請負者の選定方法はどのようになっておるのでしょうか。このNPO法人というのとはどのような活動をされている団体でしょうか。

中心市街地活性化推進課長

選定でございますけれども、このNPOにつきましては商店街の人口推移などを分析した実績を持っておりまして、過去に2度中心市街地活性化のシンポジウムを開催するとともに中心市街地に拠点を置き、近畿大学教授や商店街連合会会長等を構成員としましてまちづくり活動を積極的に行っている法人でございますので、そこと一緒に取り組んでいくということで実績を上げていきたいと考えておりますので、この法人と随意契約をいたしております。この団体でございますが、この法人につきましては平成20年2月13日に設立認証を得ておりまして、その活動目的といたしましては飯塚市におけるまちづくりの総合的な政策立案を得るプロデュース、また歴史的、文化的遺産の保護を図るとともに各自の地域通貨を創設すること及び地域の施設を密接に結びつけ広域に及ぶ経済システムを構築する、また地域の特色を生かした商品、サービスを開発し、飯塚市の経済発展に寄与するとともに豊かなまちづくりを創造するということを目的にされております。

永末委員

緊急雇用創出支援事業ということでされていらっしゃると思うんですけども、実際に創出された雇用について具体的にお答えください。

中心市街地活性化推進課長

3人の方が雇用されておりまして、中身としましては事務員として雇用されております。1人につきましては平成22年11月8日から翌年の3月31日までの99日間、1人は平成23年3月1日から同年3月31日までの18日間、残る1人は同じく平成23年3月1日から3月31日までの20日間雇用されております。

永末委員

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、ふるさと雇用再生事業委託料の販路開拓のほう、債務負担行為分ですね。そちらについてお尋ねしたいと思います。1680万円ほどあがっていると思うんですけども、この事業内容をお聞かせ下さい。

商工観光課長

この販路開拓事業につきましては、国の緊急雇用特例交付金を活用いたしましたふるさと雇用再生事業の1つとして実施している事業でございます。地域で湧き出す良質な天然水や地域農産物を使用して開発されました豆腐、おからなどの商品の販売を、空き店舗を活用して販路開拓を行うものでございます。この事業は平成21年度から平成23年度の3カ年事業として実施しており、延べ12名の雇用と延べ2,160日の雇用日数を見込んでおり、平成22年度の実績は5名の雇用と973日の雇用日数となっております。

永末委員

これはどちらかに委託されての事業ということなんですか。先ほどのようにNPO法人とか

そういった。

商工観光課長

この事業は株式会社ワイエスピーへ委託事業ということで実施しております。

永末委員

これも先ほどと同じような形で随契といいますか、そういった形での契約形態になっておるんでしょうか。

商工観光課長

この事業につきましては債務負担行為ということで、平成21年12月1日号の市報及びホームページにおきまして公募を図り、プレゼンテーションを経まして、その内容を審査したのち、県のほうへ内容協議をいたしまして業者を決定したような形で業者選定を行っております。

永末委員

最後にちょっと質問させていただきます。このふるさと雇用再生事業の分の販路開拓で3年間ほどやられてきていると思うんですけども、実際に1,160日の雇用日数を見込まれて平成22年度の実績は5名の雇用と973日の雇用日数となっておりますけども、実際にこういった事業をされてみて効果というか、どのような形で感じられておるのでしょうか。

商工観光課長

このふるさと雇用再生事業の事業実施の主旨としましては、生まれ育ったふるさとでの就職を希望していても受け入れ先と申しますか、就職先がない地域におきまして創意工夫により地域で継続して働く場の創出ということになっておりますので、今回3カ年事業で延べ12名の雇用が創出されたということで、有効な事業というふうに考えております。

委員長

次に行きます。196ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

196ページ、今の質問と同じ項目のどこなんですけど、一つ一つ聞きたいところなんですけども今2つばかり聞かれましたので、いわゆる草刈りだとか墓地の整理だとかそういう部分についてどのくらいの雇用があったのか、教えてください。

商工観光課長

平成22年度におけます緊急雇用創出事業の延べ件数は、先ほどお話がありました直接雇用と委託を合わせまして計21事業を実施しております。その中で総事業費といたしましては1億5572万2403円、実人員206名、延べ日数15,209日となっております。

宮嶋委員

この大変な雇用状況の中で大変良い取り組みだというふうに思いますが、これは引き続き平成23年度、24年度にも引き継がれていくものんでしょうか。

商工観光課長

この緊急雇用創出事業につきましては平成23年度、本年度をもって終了の予定でございます。国におきましては今回の補正予算において新聞報道によりますと約2000億円の補正予算が計上されておりますが、県との情報交換の中ではそのほとんどが東北地方の雇用ということで考えられているということで、九州、福岡等の配分等は非常に厳しいのではないかと報告を受けております。

宮嶋委員

できれば続けていただきたいですが、1億5千万円とおっしゃいましたかね、経済効果というのはどういうふうに考えてありますか。

商工観光課長

経済効果につきましては具体的な数値は持ち合わせておりませんが、雇用により1億5千万

円の賃金を支払いましたので、その倍以上の波及効果といたしますか、そういうものはあるのではないかとは思っておりますが、申し訳ございませんが数値的なものは持ち合わせておりません。

委員長

200ページ、坂平委員に質疑を許します。

坂平委員

この農業集落排水事業は352ページの特別会計繰入金のところ併せて聞かせていただきます。

委員長

202ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

それでは202ページ、農業振興費の農業後継者育成対策事業費補助金ですが、農業後継者を本当に育成するというお考えがあるのかなというふうな金額だというふうに思います。この内容についてお願いいたします。

農林課長

現在の農業の情勢はご承知のとおり大変厳しいものがございます。極めて不透明感のある農業構造の中で、なかなかこの後継者の育成というのが進まない状況でございます。このような中で若手農業者の育成は緊急に行わなければならない課題であるというふうに考えております。そこで市の独自の施策といたしまして、若い農業者の減少に対処するため次代を担う農業者の育成を図る目的で交付するものでございます。具体的には農業後継者の知識・技術の向上、検討あるいは視察等を行っているものでございます。

宮嶋委員

この14万4千円で何人の若者がそういう勉強をされているのか、お願いします。

農林課長

現在11人がおられます。

宮嶋委員

この方達、自分達の会費とかその他の収入とかいうのもあるんですか。

農林課長

J Aのほうから同額の14万4千円、それから会員の皆さんから66,000円が納入をされております。

宮嶋委員

いま本当に農業後継者の育成というのはどこでも大変で、私の知っている農家の方も子どもが農業高校に行きたいと言ったら、それだけはやめてくれと言ったという話を聞きました。本来、自分の跡を継いでくれる子どもが出てきたら喜ばしいことなのに、こういうことを言わなければならなかった親御さんの気持ちも考えると、ぜひ農業で頑張っていこうという若者をもっと応援するために、もっと補助金を出すべきじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

農林課長

先ほど申しましたけども、非常に厳しい状況にあるということは十分承知をしているつもりでございます。今ご指摘いただきましたことを含めまして検討させていただきたいと思っております。

宮嶋委員

よろしくお願いいたします。

委員長

202ページ、永末委員に質疑を許します。

永末委員

202ページ、農業振興費の有害鳥獣駆除対策事業費補助金についてご質問させていただきます。平成22年度に732万円ほどの金額があがっておりますけれども、イノシシ等を捕獲した分を市のほうで補助するといいますが、そういった形だと思うんですけども、私も庄内の方でかなりイノシシの被害がいたる所で出てきていまして、対策を頼まれることも多いのですけれども、ここ3年間でよろしいんですが、被害の状況をどのようにとらえられているのでしょうか。また、具体的に捕らえられたイノシシの頭数といいますが、その推移が分かれば3年間ほどお願いします。

農林課長

被害の状況でございますが、捕獲状況は平成20年度が569頭、それから21年度が685頭、そして22年度が895頭捕獲をいたしております。いま申し上げましたように年々イノシシの捕獲頭数が増えているという状況でございます。

永末委員

被害の状況など何か具体的なものはありますか。

農林課長

あくまでも推計でございますけども、平成20年度の農産物の被害額でございますが、1785万4千円、それから21年度が2031万8千円、そして22年度が2250万9千円でございます。面積につきましては20年度が1,835アール、21年度が1,806アール、22年度が2,117アールでございます。

永末委員

農業をされていらっしゃる方にとって、やはりこのイノシシの被害といいますが、そういったところは本当に由々しき問題になっていると思います。今ご回答いただきましたとおり、平成20年度、21年度、22年度と右肩上がりで捕獲頭数も増えていきますし、被害額も増えているような状況でございます。こういった状況に対して、今の補助金の内容で今後の対策がとっていただけるのかどうかということについて、どのように考えられておられるのかお聞かせください。

農林課長

具体的な対策といたしましては、先ほど申し上げました捕獲を今後とも続けていく必要があるというふうに考えております。それから捕獲と同時に侵入を防止する措置もあわせて必要であると。具体的には侵入防止柵、あるいは電気柵等を設置する必要があると思いますが、これにつきましてはかなりの経費が伴いますことから、国の補助を受けていただくということになると考えております。いずれにいたしましても、今後とも侵入防止、捕獲を同時に進めて行く必要があるというふうに考えております。

永末委員

その防止柵と言われましたが、防止柵の設置の進捗状態について今後の予定といいますが、分かる範囲でよろしいですけども、ご回答いただければと思います。

農林課長

本年度予定されていますのが八木山地区とそれから庄内地区に、それぞれ侵入防止柵が国庫補助に基づきまして設置をされる予定になっております。

永末委員

今後対策のほうをよろしくお願いします。最後になりますけれども、佐賀県の武雄市などでは捕らえたイノシシ肉を販売して、それを売上げとしてあげているような一石二鳥のような形で取り組みもされています。ぜひ飯塚市でもそういった取り組みもしていただければと思いますので、要望としてあげておきます。よろしくお願いします。

委員長

202ページ、永末委員に質疑を許します。

永末委員

農業振興費の担い手育成確保対策事業費補助金についてお聞きします。先ほど宮嶋委員から同趣旨の形で質疑がありましたので短くさせていただきますが、お考えをちょっと聞きたいんですけども、担い手への育成が進みにくい状況の分析をどのようにされていますでしょうか。

農林課長

先ほども申し上げましたけれども、まずは農業が残念ながら儲からないという現実があることが、もっとも担い手が出てこられないということであろうかと思えます。国のほうでは当然、諸々の措置がとられておるわけですが、それからもう一点はいわゆるその農地の確保がなかなか難しいという現状があるというふうに思います。以上のことから新規の就農が進まない。高齢化、後継者不足が最も大きな問題となっているというところでございます。

永末委員

分かりました。受け入れ側、入る側のどちらもなかなかそのマッチしないといいますが、その部分が難しいように感じます。後継者が不足している一方で、実際に雇用がないというのは、矛盾する状況が生じていますので、農業という場で雇用を創出させるといいますが、そういう形でぜひ取り組んでいていただきたいと思えます。ひとつの対策として、やはり受け入れる側がある程度それなりの規模を持っていないとできないと思えますので、農業の法人化、雇用の促進、そういったものをやはり市として支援していただけるような取り組みをお願いしたいと思えます。

委員長

202ページ、204ページ、220ページ、222ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

排水機場ということで通告を出しておりました。こんなにたくさんの排水機場があると驚いたんですが、全体として排水機場の点検、これがどういう形で行われているのかお願いいたします。

土木管理課長

排水機場の通常におけます維持、管理、点検につきまして説明させていただきます。排水機場の施設につきましては、ポンプ等の機械設備、操作板等の電気施設、燃料タンクなどがあります。それぞれの専門メーカーに年1度、梅雨前に保守点検の委託を行っております。また月1度、操作員により簡易点検を行い、適正な維持管理に務めております。なお、この保守点検につきましては、国と市別々の施設についてそれぞれ委託を行っているところでございます。

宮嶋委員

年1回、梅雨の前に点検するということですが、排水機場の点検は水がいっぱいにならないと動かないので、なかなかできないというふうに聞いたんですが、水がなくてもきっちりできているんですかね。

土木管理課長

基本的に水がいっぱいできない状況でございますけど、部分的にエンジンがかけられる装置ができておりますので、クラッチといいますか、それをはずしてできるようになっておりますので、エンジンをかける部分については梅雨前にきちっとした形での点検ができております。

宮嶋委員

実際には水は動かないけれどもエンジンがきちっと動くかどうか、いわゆる燃料タンクの点検だとかそういうことをやっているということですね。委託先はそこその管理によっている

いる違うと思うんですが、この契約は1年契約とか、大体決まっているんですかね。

土木管理課長

委託につきましては1年契約でございます。資料で出させていただきます102ページのほうに、過去5年間分の委託料推移というものを付けておりますので、ご参照していただけたら幸いです。

委員長

204ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

204ページ、農業土木費の耕作放棄状況についてということでお尋ねをいたします。資料によりますと、93ページですかね、耕作放棄地が減っているという数字になっているんですが、この説明をお願いいたします。

農林課長

耕作放棄地の面積につきましては平成20年度に調査が開始されておりますが、平成20年度につきましては穂波地区、筑穂地区の一部、庄内地区、穎田地区の調査の分でございます。21年度につきましては残りの飯塚地区、筑穂地区の一部が終了いたしております。しかしながら平成21年12月に農地法が改正されまして、調査の方法が変更になっております。この変更によりまして、それまでの2分割の調査方法から3分割への調査方法に変わっております。具体的にこの現象の理由としましては、耕作放棄地の解消というのは一方で進められておりますけれども、保全管理になったということで減少したものというふうに考えております。

宮嶋委員

ちょっと最後の意味がわからなかったんですが、2段階から3段階に変わったことで減ったというふうに考えていいんですか。

農林課長

いくつかの要因が考えられるというふうに考えておりますけれども、1つの要因といたしまして、この表でありますのは耕作放棄地面積とそれから非農地面積と2つになっております。これが法改正によりまして、直ちに耕作することが可能な土地、それから直ちに耕作することはできないが整備をすることによって耕作することが可能な土地、そして最後に農地に該当しないと判断される土地というふうに、3つに分かれたということでございます。これが1つ考えられることなんですけど、これとあわせまして一方で耕作放棄地の解消にそれぞれ農家の皆さんにご協力いただいておりますところでございますが、その中で保全管理ということで一定の耕作放棄地が解消されたという農地もあるということで、それらをいろいろ総合的に結果的に数字として出てきましたのが減ったというふうに考えております。

宮嶋委員

放棄地がふえるだけじゃなくて、いろんな努力で改善されて耕作ができるような状況になっているということと、先ほど3段階で言われました、直ちに手を入れれば使えるという所も放棄地ということからは外されたらと、そういう理解でいいですか。

農林課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

若手がなかなか育っていかないということと、これが全部高齢化のためだけではない、離農だとかいろんな問題もあると思いますが、高齢化で畑、田んぼをつくる方が減ってきているという状況の中で、感覚的にはふえているような状況に私の目には映っております。ぜひ今言われたような努力をされて、この面積が減っていくようにですね、頑張ってくださいということをお願いいたします。

委員長

次に、206ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

206ページの国土調査費、国土開発、国土調査についてということで、この調査の状況を教えてください。

土木管理課長

現在、国土調査の分につきましてはですけど、旧飯塚も本町地区を除きまして、一部残して終わっております。穂波、筑穂、庄内につきましても国土調査は終わっております。現在穎田地区におきましては国土調査を実施しております。

宮嶋委員

飯塚市の一部と穎田ということですが、全体が完了する予定はいつですか。

土木管理課長

穎田地区につきましては平成25年度で完了する予定でございます。また飯塚地区の一部については未定でございます。

委員長

206ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

206ページ、林業振興費、林業振興事業についてということで、1つは荒廃森林再生事業というのが、これは国の事業、県の事業ですかね、載っておりますが、これの内容と進捗状況についてお尋ねします。

農業土木課長

荒廃森林の再生事業についてでございますが、目的といたしましては現在、国産材の低迷化などによりまして林業の取り組みが衰退し、杉、ヒノキなどの人工的に植林された山林が長期間手入れされないままに荒廃の度合いを高めておるところでございます。私有物件であります。環境保全、災害防止といった森林の持つ公益的機能は社会共有の財産でありまして、この機能を保守していく必要があることから、福岡県で平成20年度から新規に荒廃森林再生事業が創設されたところでございます。

進捗状況につきましては、市内の荒廃森林対象面積が約2,000ヘクタールございまして、平成22年度穂波、穎田地区の15.69ヘクタール、それから平成21年度に庄内、建花寺、蓮台寺地区の148ヘクタール、平成22年度に八木山地区の255ヘクタールを整備しております。平成22年度現在の整備率は約20.95%となっているところでございます。

宮嶋委員

この計画は平成20年から始まったと言われましたかね。何年で完了する予定ですか。

農業土木課長

平成20年度から10年間計画でございますので、平成29年度までとなっております。

宮嶋委員

それまでに終わるのかなという気がしますが、森林を守る大変な仕事じゃないかなというふうに思います。森林を守ることは環境を守ることでもありますし、近年水害も全国各地で起こっておりますけども、こういう水害や災害から市民の暮らしを守るという立場からも、本当に大変な重要な施策だろうというふうに思います。ただこう見えますとね、飯塚市として林業に対して何か施策があるのかなという気がいたします。飯塚市にも林業政策というか、そのこういうふうにするというプラン、何か見たような気がするんですが、そういうのはあるんですかね。

農業土木課長

現在、市におきましてはそういう事業はしておりませんが、現在この荒廃森林再生事業で賄っているところでございます。

宮嶋委員

ぜひ市としてもですね、さっきの農業に続きまして林業もどのくらいの方がいらっしゃるのかはちょっとわかりませんが、あまり数はいらっしやらないのかもしれませんが、ぜひ森を守る、山を守るために必要な措置を取って、予算措置をもしするようなことがあればですね、そういうことも予算措置されて、今後林業政策を頑張っていたきたいというふうに申し上げて終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 10:40

委員会を再開いたします。

次に、208ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

208ページの商工業振興費、中小企業資金融資についてですが、資料を出していただいておりますが、中小企業資金融資制度、ほとんど、ほとんどというか利用がありませんし、相談に来られる方もないというふうになっておりますが、その状況をちょっと教えてください。

商工観光課長

市の融資制度につきましては、平成22年度につきましては実績がないという状況でございます。この理由といたしまして、まず平成15年度の災害融資に392件、31億1249万8000円の融資を実施し、この返済が平成25年度までとなっております。現在その償還を行っている事業者の方が多く、新たな融資申請が少ないのではないかと考えております。

次に、平成20年10月31日に実施されました国の緊急保証制度、セーフティネットが実施され、国におきまして保証割合が融資額の100%保証される緊急融資制度が来年、平成24年度3月まで延長され、非常に利用しやすい制度でございますので、この利用が非常に多い状況でございます。飯塚市におきまして平成20年度の10月から平成22年度まで3カ年で2,167件の受付を行っている状況でございます。

宮嶋委員

そういう国の制度だとかそういうものを利用されているだろうということですが、直接市の窓口にお見えになる方もあるんじゃないですか。そういうのはカウントされないんですか。こういう制度がありますよということでご紹介されるとかいう部分についても、この相談者というところにはカウントをされないんですかね。

商工観光課長

市の相談ということでございますが、そのセーフティネットの認定、これにつきましては自治体の業務でございますので、市のほうに、市の融資制度も含めて相談がある中で、いろいろな融資の説明をする中で、先ほど申しましたように、この国のセーフティネット、緊急融資制度が非常に使い勝手がいいと申しますか、利用者の方に非常に有利な融資制度でございますので、こちらの方に皆さん利用をされているというのが現状でございます。

宮嶋委員

全然何にも相談にお見えにならないというようなことではなくて、この制度を利用するための相談などがなかったということでもいいですね。こういう時代情勢の中で、どなたも相談に飯塚に見えないのかなという心配があったものですから、ありがとうございます。

委員長

次に、210ページ、江口委員に質疑を許します。

江口委員

商工業振興費、まず企業誘致アドバイザー委託についてお聞きいたします。この企業誘致アドバイザーの成果についてお聞かせください。

企業誘致推進室主幹

アドバイザーの成果ということでございますが、活動の目的は企業の事業拡大計画や新規設備投資の移行に絡む情報提供と、実際企業に訪問していただくことをお願いをしていたところでございました。実績といたしましては平成20年度、情報提供が28件、企業訪問が25件、21年度は情報提供が17件、企業訪問が49件、22年度は情報提供が27件、企業訪問が53件でございます。3カ年合計では情報提供が72件、企業訪問が127件となっております。

総括いたしますとアドバイザーの現職時代からの知識経験あるいは交友関係等から、私どもが今日東海地区での人的ネットワークを構築するのに大きな効果を上げていただいていると考えております。現在もまだ、そのネットワークを活用いたしまして誘致活動を展開しております。この財産を十分に生かして、1日も早い誘致の実現を図ってまいりたいと考えております。

江口委員

今ネットワーク構築に多大な貢献があったというお話がございました。もともとの初目的が違いますよね。あくまでも企業誘致をするということですよ。それを考えると残念ながら実績はゼロというような形になるのですが、当初では、この企業誘致アドバイザーに対してこの3年間でどの位の結果を期待していたのか。市としては考えていたのか、その点をお聞かせいただけますか。

企業誘致推進室主幹

平成20年度から3カ年でございました。ちょうど目尾工業団地と鯉田工業団地を造成していたところでございます。基本的にはその区画を埋めるということに対する企業誘致のご指導、ご鞭撻をお願いしたいというふうに思っていたところでございます。

江口委員

そうですね。であるならば、成果としては非常に小さかった、もしくは最初の答弁とは全く違ったものであったと言わざるを得ません。この情報提供と企業訪問なのですが、名古屋事務所のほうにも当然ながら職員を送り出しております。この方々も一緒にこの全てについて同行したというふうな形で考えてよいのか、それとも職員については別に行動したと考えてよいのか、その点についてお聞かせください。別であるならば、名古屋事務所の職員についてはどういった活動をされていたのかお聞かせください。

企業誘致推進室主幹

基本的な活動といたしましては、毎週1度事務所にお見えいただきまして、具体的案件を含めて戦略、あるいはスケジュールの確認といったものを行ってまいりました。アドバイザー独自で情報収集、あるいは企業誘致のために企業をご訪問なされることもございましたけれども、おおむね私どもも同行させていただくと、そのためのアポ取りのご訪問といったこともございました。情報提供に関しましては、もともと現職時代からのご本人の持ってらっしゃるネットワークを活用いただいたというところでございます。

江口委員

残念ながら成果は出ていなかったわけですが、ここで投じたお金が今後生きる部分があるとすれば、どういった部分であり得るのが1点、それともう一点、この企業誘致アドバイザー並びに名古屋事務所の職員の方々によって、先方の企業さんと地場の企業さんが結びついた

ような案件があったのかどうか、その2点を教えてください。

企業誘致推進室主幹

今後ということですが、現在市内の工業団地の取得について積極的な企業がございまして、それにつきましてはアドバイザーからのご指導もございまして、一緒になって誘致活動を行ったといったところでございます。それから地場企業とのマッチングでございました。実は平成22年度で申しますと、3回飯塚にお見えいただいております。その目的は、もともとご本人が所属しておられました企業が熊本にございます。そこに一緒に地場企業と訪問をしたという実績もございます。それから、地元企業でつくっております自動車研究会に講師としてお招きしたという実績もございます。都合3回、飯塚のほうにはお見えでございます。

江口委員

出身企業に3回お連れしたと。その分は現実として動き始めたのでしょうか。それと、向こうにおられて職員の方もおられた中でつなぐこともあったかと思うんですが、そういった分ではなくてその3回だけだったのか、その2点教えてください。

企業誘致推進室主幹

実際に地場の研究会のメンバーと新たな取り引きが始まったという案件は、具体的には承知はしておりませんが、いわゆるすぐに取り引きが始まるという前段のおつき合いもございまして、そういったところを継続しているというふうにご理解をいただきたいと思います。

江口委員

続きまして、新産業創出支援コンサルタントについてでございます。これにつきましては資料のほうの20ページで、この部分に関しましても確か平成22年度の事業仕分けに該当しているわけです。この中では不要と判定をされております。不要が3、見直しが1、現行が1、拡充が1なんですが、22年度の成果をどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

産学振興課長

事業仕分けにおきましての結果もさることながら、平成22年度の成果につきまして申し上げますと、まずコンサルタント件数は創業支援ということで6人の方に対して11件、経営支援につきましては14社に対しまして53件、事業拡大支援につきましては13社に対して26件、契約、あるいは特許に係る支援につきましては6社に対して16件、それから各種補助金制度紹介、営業指導などにつきましては29社に対して都合43件ということで、計149件のコンサルタント事業相談業務を行っております。

成果につきましては、市内のベンチャー企業が金融機関からの融資について相談をされ、これについて指導を受けながら販売ターゲットや事業計画を立てて融資に結びついたもの、あるいは大学発ベンチャー企業が事業計画の立案や営業方法の指導を受けて、これを誠実に指導内容を実践したことによって着実に売り上げを伸ばしたというもの、その他経営戦略構築に結びついたものや、販路開拓の分野におきましてベンチャー企業の営業支援として実際の商談に同行してサポートを行った結果、大手メーカー等との商談が成立して収益を確保したものといたったような成果が出ております。

江口委員

他方、中小企業基盤整備機構については、どのような目的でどのようなことを行うのか、お聞かせいただけますか。

産学振興課長

国の外郭団体であります独立行政法人中小企業基盤整備機構九州支部におきましては、同様の専門家による相談窓口事業を実施しております。内容といたしましては、平日の営業時間内に資金調達、マーケティング、ビジネスプラン等の経営相談を実施しております。

江口委員

お話しのとおり、同様な事業なんですね。同じこの事業をあくまでも市がやらなくてはならないという部分については、どのようなことがあるのでしょうか。

産学振興課長

今ご指摘の中小企業基盤整備機構九州支部におきましても同様の取り組みを行っておりますが、この専門家の窓口相談日はあらかじめ日にちも指定されておまして、現実的には1専門家の相談回数は月1回程度というような限りもございます。あわせて専門家派遣事業も実施されておられるということでございますが、回数は1年以内で月2、3回程度ということでございまして、また相談企業が専門家謝金の3分の1ぐらいを負担するというような内容になっております。

飯塚市といたしましては、その他にもさまざまな産業支援機構によりますところの同様の相談事業というようなものは行っておりますが、いずれの場合も飯塚市内の企業が活用することは可能でございます。ただ、その都度訪問したりとか、人材や財政面に限りのあるベンチャー企業の皆さまにとっては負担が大きいとか、日時指定、費用負担のある支援制度では活用しづらいという場面もございます。日本一創業と成長がしやすいまちを目指す本市といたしましては、相談日時も柔軟に対応できて、創業から販路開拓まで、そしてさらには取り引き先への同行までワンストップで対応できるといったような、きめ細やかなサポート事業を独自に実施してまいりたいと考えております。

江口委員

日本一創業と成長がしやすいまちを目指しているのは存じておりますが、現実としては果たしてどうなのか迷うところであります。非常に厳しいと思わざるを得ません。独自策で成果が上がってるんだと言いながら、確か平成22年度で半額にしたんですよね。そのときも議会の中でも議論がありました。その中で指摘された1つには、何でこれが随意契約なのかという話がありました。この平成22年度については当然のことながらその前で、そこらへんの分を受けて半額にしたわけですけど、その随意契約についても見直しがなされたという理解でよろしいですか。現実としては随意契約だったのか、そうでなかったのか。

産学振興課長

随意契約で締結を行っております。ご案内のとおり地方自治法施行令167条の2第1項第2号によります「性質または目的が競争入札に適さないもの」ということで、随意委託契約を締結しておるところでございます。

江口委員

そういったことができるコンサルタントは全国唯一その方しかおられない、その会社しかないということですか。

産学振興課長

現在の業務は週に1度、8時間お務めいただくというような形になっておまして、これを52週続けていただくことになっておりますが、創業支援からこのような販路開拓まで含めて一元的にやっただいていてということ、それからこれまでの飯塚市の経緯も十分ご承知いただいた上で業務に携わっていただくという場面では、おのずと限られた人材というようなことで受け止めさせていただいております。

江口委員

とてもそうとは思えないんですが、このコンサルタント、何年から続けてこられたのか、およそ総額いくらぐらいコンサルタントにお支払いになったのか、ざっと概算で結構ですので、お願いいたします。

産学振興課長

平成15年度からこのコンサルタント事業につきましては実施いたしてきておりまして、平成22年度末現在でおおむね4260万円ほどという金額になっております。数字につきましてはちょっと計算いたします。

江口委員

平成15年からずっと随意契約で続けてこられた。ざっと約5000万円コンサルタントにつぎ込んだわけですが、やはり選択と集中が必要だと思っています。日本一創業しやすいまち、それをつくるのは非常に大切なことですが、そのためにも飯塚市がやらなくてはならないこと、そしてこの部分は他に任せることの切り分けが必要だと思っています。そして同じ飯塚市がやることにしてみても、今のやり方が、今の契約先がはたして妥当なのかどうかをきちんとチェックしなければならないと思っています。私自身は、このコンサルタントについてはもうお願いをしてやるのではなく、中小企業基盤整備機構等をしっかりと活用する、そしてまた他方では担当職員がきちんとそれだけのスキルを身につけるところまで上げていく、もしくはそのつなぎをきちんとやるということですね。そしてまた、金融の部分がありましたね。確かにここでも成果として載っているんですが、じゃあこういった部分が地場の金融機関でできないのかどうか、そういったことも考え合わせると、かなりの部分が大体できるとしています。ただ他方では、飯塚市がやらないとできないことがあるんです。先の一般質問でも申しましたが、トライアル発注制度というのはまさにそれだと思っています。発注者として商品を買うのはそこそこでしかできない。間接的な支援も大切かもしれませんが、直接的にきちんと中小、ベンチャーの製品を使って評価をして、それこそここについてはどうこうしても構わないと思っています。改めてこの新産業創出支援のあり方について、全般にわたって見直しをしていただきたい。この部分についてしっかりやっというところは構わないと思います。そうすべきだと思いますが、そのやり方について再考していただきたい、そのことを申し述べまして、この質問については終了いたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:04

再開 11:15

委員会を再開いたします。

次に、210ページ、211ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

210ページの新産業創出センターの管理委託料ということで、現在の入居状況がどういふふうになっているのかお尋ねします。

産学振興課長

通称トライバレーセンターについてでございます。企業誘致室というのがございまして、これが1室ございますが、これについては1社入居。それから研究開発室が50平方メートルほどあるものがございます。これが11室ございまして、これに対して4社入居。それから育成支援室というのがあります。これは20平方メートルほどの部屋でございますが、これが8室ございまして、これに対して5社入居。合計で、20室に対しまして10室の入居となっております。なお、この10月現在では1室増の11室の入居となっております。

宮嶋委員

20室あって現在のところ10室、半分しか埋まってないという状況ですね。この中でどういふ成果が上がっているのか、お尋ねします。

産学振興課長

平成22年度末での入居企業数はこれまでの供用開始以来、延べ33社となっております。

そのうち20社が情報通信関連分野ということでございまして、研究開発型企業の集積を見ているところでございます。現在入居の大学発ベンチャー企業は新たなシステムを開発し、その後医療機器の製造許可を得て営業活動を始めるなどしておりまして、複数の企業が新製品の開発、それから新サービスの販路拡大に取り組みられておりまして、創業とか事業活動の機会、そして場の提供を行うということによって貢献度合いは大きく、こういった成果があらわれておるといふふうに考えております。

宮嶋委員

こういういろんな営業活動を始めたりするところが出てきているということですけども、これで飯塚市に対する経済的な波及効果というか、そういう実績というか、成果はあるんですか。

産学振興課長

トライバレー構想第2ステージが掲げますところの目標というのがございまして、ベンチャー企業数の新規集積数が5年間で15社、それから全ベンチャー企業の売り上げ額が50億円という目標を掲げているところでございます。これにつきましては15社のベンチャー企業数の集積目標に対しまして平成22年度末現在で13社、23年10月では14社となっております。また企業の売り上げ額については、これは2年に1回ベンチャー企業等をきちっと訪問する中で整理をさせていただいておりますが、ちょっと数字は21年度末現在となりますけど、そのときで50億円の売上目標に対して約46億円といった数字が出ております。現在も企業訪問を行っております、もうすぐ成果もあらわれてくると思っておりますけれども、随時このような効果測定も行っております。ただいまの委員のご質問の中で、その他のどういふふうな経済波及効果があるかということについては、しっかりとした数字を持っておりませんので、ご了承願いたいと思います。

委員長

次に、210ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

210ページの商工業振興費、工業団地と企業誘致についてということですけども、先ほど江口委員のほうからる質問がありましたが、私のほうから名古屋事務所に関してちょっと質問させてください。名古屋事務所は平成22年度で3年間が終わられたわけですが、この間の活動内容をお願いします。

企業誘致推進室主幹

本年3月で名古屋事務所を閉鎖しております。平成20年からの3カ年でございました。平成20年度、企業訪問が延べ74件、団体等の訪問が26件、事務所のお見えになりました団体等が55件、20年度はセミナーを実施いたしましてこれに参加が50社、合計205件でございます。平成21年度は企業訪問が79件、団体訪問が33件、お見えになりました団体等が47件、合計159件でございます。平成22年度は企業訪問が112件、団体等が34件、来られました団体等が28件、合計で174件。3年間の合計で、延べ538件のコンタクトを持ったというところでございます。

宮嶋委員

たくさん活動をされたというような報告ですけど、なかなか成果が上がらなかったということですね。この3年間で使われた名古屋事務所の経費、年ごとと総計と教えてください。

企業誘致推進室主幹

名古屋を含めます企業誘致関係の総事業費は、平成20年度986万1949円、21年度822万9626円、22年度794万8290円でございます。

宮嶋委員

すみません、3年間でいくらになりますか。

企業誘致推進室主幹

3年間合計は2603万9865円でございます。

宮嶋委員

大変な金額で、成果がいまのところ、いまのところ言うべきか、0ということですね。先ほど江口議員の質問に対して、総括的なこともお聞きいたしました。ネットワーク構築ができたということと、今も引き続き名古屋とは連絡をとりながらやっているということでございますが、この支出は成果に比べて支出が余りにも多いんじゃないかなということを指摘して、ここで終わります。

委員長

次に、212ページ、坂平委員に質疑を許します。

坂平委員

卸売市場事業特別会計は358ページ、繰入金のほうで一緒に聞かせて質問をさせていただきます。

委員長

そのようお願いいたします。

次に、212ページ、江口委員に質疑を許します。

江口委員

212ページ、展示物借用謝礼金でございます。こちらは資料のほうを出していただいております。資料のほうは101ページになります。旧伊藤伝右衛門邸での五月人形展並びに飯塚雛のまつりにおいて展示物の借用があっているんですが、3年間の資料を出していただいておりますが、まずこの分については全て同一人物からの借り入れですか。

商工観光課長

借用物謝礼金につきましては、市が実施します企画、イベントにおける展示品を借用する場合の謝礼金でございます。これまで個人、団体、学校、他の自治体等からお借りしておりますが、この資料に基づきます3ヵ年の謝礼金につきましては同一の個人の方からお借りいたしました謝礼金でございます。

江口委員

数字としては平成20年度からあるわけですが、一体いつから借りておられるんでしょうか。

商工観光課長

先ほど申しましたように、市が公の施設等でさまざまな企画・イベントを実施するにおきまして、無償または低額の料金でお借りしているわけですが、この五月展と雛のまつりにつきましては確か5年ほど前からお借りしていたと思います。ちょっとすみません、1年ほどずれがあるかもしれませんが。

江口委員

例えば片方では15万円、10万円、10万円、片方では40万円、50万円、50万円なんですが、およそいくらかのものをお借りしているんでしょう。

商工観光課長

展示物の内容につきましては、50万円のときの積算としましては大体400万円近くの人形、屏風等をお借りしております。その謝金及び設営等の金額で謝礼金ということで支払いをさせていただきます。

江口委員

他にこのようなケースはあるのでしょうか。歴史資料館等も同じ観光事業を担うわけですが、歴史資料館の費用を見ていると、この決算書に私としては見つけきれなかったんですが、他に同様のケースはあるのでしょうか。

商工観光課長

謝礼金を支払ったということに関しましては、平成22年度についてはございませんが、本年度につきましては山笠振興会のほうから飾り山笠をお借りして謝礼金を支払ったという実績がございます。

江口委員

そのみですか。参考にその山笠のぶんの費用をお聞かせください。

商工観光課長

ちょっと正確な数字は覚えてませんが、40万円だったと思います。商工観光課で支出した分につきましては、それだけでございます。先ほども申しましたように、あとは無料等でご相談をしてお借りした品数はたくさんございます。

江口委員

続きまして、観光協会についてお聞きをいたします。資料を同一ページのほうに出していただいておりますが、平成22年度で新規に立ち上げた事業という部分はあるのでしょうか。

商工観光課長

平成22年度に新規と申しますか、新たな事業としましては資料の中の のおもてなし事業ということで、これは国の緊急雇用創出事業を活用したところの事業でございます。観光パンフレット等の作成を実施しております。

江口委員

はっきり言いまして、まだまだその観光協会の活動が軌道に乗っているとは言えないと、私自身は思っています。職員については、ふえてはきてるんですね。職員も入れた緊急雇用創出でやったというのがあるんですが、概略として結構ですので観光協会の活動自体を市としてはどのように評価しておられますか。

商工観光課長

観光協会の活動につきましては、本市の観光振興をする上で中心的な役割を果たす団体というふうを考えております。ただ、先ほど委員のご指摘もありましたが、主体的な運営体制まで至っていないのが現状でございます。これにつきましては民間活力と申しますか、民間の施設及び企業等の協力なしでは行政だけではできませんので、その辺の連携を踏まえたところで観光協会の組織を強化し、本市の観光行政を市とともに推進して参りたいというふうを考えております。

江口委員

その核になるのが事務局長であると思うんですね。会長というのはあくまでも別な形で企業の代表でおられる。そうすると、その事務局長が非常に重要になってくるわけです。前々から私自身は、この事務局長については公募をすべきだというお話を申し上げておりました。事務局長、現実何年目になりますか。

商工観光課長

確か平成19年からということだったと思いますので、5年目が終わろうかと思えます。

江口委員

確かこの方は、前は商工会議所ですよ。もう5年たつわけです。私はその5年間で大きな成果が上がったかということ、そうは感じておりません。多分、そろそろ5年もすれば人がかわるという時期なのかなと思うんですが、次の時にはきちんと公募をしていただけるような話になっておるのかどうか。どうでしょう。

商工観光課長

観光協会の職員でございますので、市のほうから公募しなさいとか、どういう形で決定しなさいという権限はございませんが、先ほど委員が申されたような方法も1つの案ということで、

今後観光協会と組織の強化につきまして協議をしてみたいというふうに考えております。

江口委員

片方では市が商工観光課としてがんばられる。そのパートナーになられるわけですね。非常に大きな比重を占めるわけです。そして、それに対する補助金もかなり多額に出しているわけです。そのときにきちんと回るような、観光協会が動くような形をとらないと、それこそこんなふうにしたらいんじゃないどころでは済まないと思うんです。しっかりとその点についてもっと中でお話をされて、どういった形が好ましいのか、事務局長だけではないですよ、その他の部分を含めて観光協会としてはこういった分をやっていく、だからこういった人材が必要だと、その登用についてはこういった形でやっていこうというのをきっちりとお話をしてやらないと、それもきちんとやらないで補助金くださいっていうのは、それは虫がよすぎだと思うんです。その点についてきちんとやっていただくように、お願いを申し上げておきます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

他に質疑はないようですから、第5款 労働費、第6款 農林水産業費及び第7款 商工費について、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:35

再 開 11:36

委員会を再開します。

次に、第8款 土木費及び第9款 消防費、214ページから232ページまでの質疑を許します。

まず質疑事項一覧に記載されております218ページ、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

218ページ、道路橋りょう維持費、各所道路橋りょう維持修繕工事費についてということで、合併によりまして管理される道路がものすごい数になって大変だろうというふうに思いますが、各地からいろんな要望がたくさん寄せられていて、大変な状況じゃないかなと思いますが、1年間のそういう道路改良、修繕のこういうものの要望件数、それと改善されて解決した件数を教えてください。

土木管理課長

年度予算におきまして道路交通の安全を考え維持補修に努めているところでございますが、市における判断による維持管理と市民からの要望によって、現在のところ対応しております。要望件数について言いますと、平成22年度では1471件要望が出ております。それに対応できたのは、約80%の1176件にとどまっております。また残りについては、次年度に繰り越して処理をする予定を考えております。

宮嶋委員

要望があって80%、あと20%残っているということですが、危険度の高い所からされていると思いますから心配ないと思うんですが、やっぱり近年車の事故だとかそういうことで議会のほうにも報告があったりしておりますので、ぜひとも市民の安全確保、それともう一つは補修工事を行うことで業者に仕事が発注されるというような状況が出てくるんじゃないかなと思います。それは地元業者に仕事はいくのですか。

土木管理課長

工事につきましては、全部市内の地元業者のほうに発注しております。ただ部分的に特殊になった場合は市外になるとは思いますけど、維持の分につきましてはほぼ地場の業者を採用して

おります。

宮嶋委員

ぜひ雇用確保、業者の方の仕事おこし、こういう観点からも予算がないと言われるでしょうけども、ぜひ100%になるように頑張っていたきたいというふうに思います。

委員長

次に、222ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

222ページ、都市計画総務費、都市計画基本方針についてというところですが、この基本方針の内容について簡潔にご説明をお願いいたします。

都市計画課長

都市計画基本方針等策定委託料は、新市の都市計画に関する基本方針を定めるため、4年間、平成19年から平成22年度の債務負担行為において複数の計画策定及び都市計画施設等の決定事務を一括して行ったものです。主な事業経過として、初年度の19年度には地域別のワークショップ等の開催による市民意向調査など基礎資料の収集及び課題の整理、20年度は国土利用計画、平成21年2月の策定に係る業務、21年度は都市計画マスタープラン、平成22年4月策定業務を完了いたしております。請負の最終年度である22年度は緑の基本計画、平成23年2月の策定業務、またこれらの基本計画に基づく都市計画区域、用途地域の変更、都市計画道路の再検証の業務を実施しております。これらの業務に対し、22年度は1609万9千円を支出しております。なお、この請負金額の合計は4725万円となります。

宮嶋委員

平成22年度で計画は完了していると。この基本計画を具体的にどういうふうに活用されていくのか、教えてください。

都市計画課長

基本計画に基づく内容で都市計画区域、用途地域、都市計画道路の変更などの都市計画決定を実施しております。具体的には都市計画区域外であった筑穂地域の一部を都市計画区域に拡大し、市街地の著しい地域については既存の土地利用に即した用途地域を指定することにより、まちづくりの均一化を図っております。また現在、都市計画道路の再検証の業務の根拠資料に基づき、都市計画道路の見直しを進めているところでございます。

委員長

次に、222ページ、永末委員に質疑を許します。

永末委員

222ページ、都市計画総務費、中心市街地活性化基本計画策定事業調査委託料について質問させていただきます。まず、この調査委託の目的についてお聞かせください。

中心市街地活性化推進課長

中心市街地活性化基本計画を作成するにあたりまして、居住人口の減少、来街者数の減少、販売額の減少などの地域の現状を示す客観的、統計的なデータや地域住民等のニーズを把握するためのアンケート結果等に基づきまして、基本的な方針や目標を達成するために必要かつ効果的な事業が位置づけられなければなりません。そこで、この統計的なデータや地域住民のニーズ等の客観的な把握や分析を行うというのがこの調査、委託業務の目的でございます。

永末委員

それでは、請負されている業者及びその委託期間についてお願いします。

中心市街地活性化推進課長

請負者につきましては、福岡市博多区の復建調査設計株式会社九州支社長でございまして、履行期間につきましては平成22年9月11日から平成23年3月31日まででございます。

永末委員

これは入札といえますか、指名競争入札でよろしいですか。

中心市街地活性化推進課長

6社による指名競争入札を行っております。

永末委員

分かりました。私がちょっと把握している情報によりますと、平成21年度でも同じように基本構想策定作成業務委託ということで、どちらかのコンサルタントのほうにされてあると思うんですけども、21年でそちらの分で行って22年でも行われているということで、補助金等も出ておりますんで全部市の負担というわけではないんでしょうけども、トータルでいきますと21年度で440万円、22年度で550万円、計約1000万円ほどコンサルのほうへ使われているということになると思うんですが、この委託がそもそも21年、22年という形で二重になっているのはどういった理由からなのでしょう。

中心市街地活性化推進課長

平成21年度におきましては、活性化基本計画を作成するためのたたき台といたしまして基本構想の作成をいたしております。その委託業務について、こういう委託をお願いしたわけでございます。そのときは中心市街地の現況だとか歴史的経緯、問題点の整理、また目標設定の前提となる根幹的な課題の整理、また目標と事業期間の設定だとか整備メニューの検討、そういった支援をしてもらうということで委託業務に出しております。今回の中身につきましては先ほど答弁しましたように、現状を把握するための統計的データの把握、分析ということになっておりまして、内容につきましては全く重複しておるわけではございませんし、いずれの業務につきましても中心市街地活性化基本計画を作成するには必要な業務ということをお願いした状況でございます。

永末委員

わかりました。その目的が違うということなのでしょうけれども、ご存知のとおり、市の最大の課題として財政再建ということで、どのようにしているんな部分の削減を図るかという部分にいろんなところで知恵を絞られていると思うんですけども、こういったコンサルの委託なんですが、今回は2回されているような形ですけども、工夫次第で1回で済ませるというようなことはできなかったのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

まず先ほど申し上げましたように、計画を検討していく中でのたたき台としての基本計画というのはどうしても必要だという状況がございます。それと計画を作成する上で直近の新しいデータに基づいて計画をつくっていくという必要もございますので、どうしてもこの2つにつきましては別々の期間をお願いするという状況が必要でございました。

永末委員

分かりました。ただ、先ほど申し上げたとおり、やはり財政再建というのをどのように図っていくかということが、各地方自治体の抱える最大の課題だというふうに認識しております。やはりそういった意味では小さな削減の積み重ねだと思いますんで、前例に従うのではなく新しい考え方を取り入れて、例えば今回のようなケースですと、もう終わったことですけども、二重にされていることを工夫して1回で済ませるというような新しい考え方もぜひ入れていただきたいと思います。お願いします。

委員長

次に、221ページ、坂平委員に質疑を許します。

坂平委員

駐車場事業特別会計も繰入金のほうで一緒に質問をさせていただきます。

委員長

次に、224ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

224ページの流域下水道費、明星寺川流域下水道事業についてということですが、いわゆる明星寺川の床上浸水対策、これに関連する事業だと思っておりますが、この工事内容と負担金の内容についてお尋ねします。

都市計画課長

飯塚市の浸水被害対策として、明星寺川上流に県事業として福岡県が調整池を施工しているものです。規模は面積で4.2ヘクタール、調整量は8万トンでございます。負担金の内容については県の単独事業費の市負担分で、負担割合は事業費の2分の1、583万7391円となっております。事業内容については井戸の補償、防犯灯の移設等、補助対象外の工事や上水道送水管移設費にかかる減価償却費などとなっております。

宮嶋委員

明星寺川に関しましては潤野小学校の所に大きな調整池もできておりますが、その一番上流だということのようです。この工事によってどういう効果があるのか、お尋ねします。

都市計画課長

この事業は言われますとおり、床上浸水対策事業として平成15年7月19日の大水害を受けて県が追加した対策の1つです。完成している潤野小学校の裏の姿川・小正調整池9万トンと合わせて8万トンの調整を行うことで、下流域のこのときの床上浸水の戸数1,513戸の9割を軽減する計画となっております。

宮嶋委員

大変な工事を長い間かかってやられて、もう大丈夫かなというふうに思っておりますが、他の所でも、これは国とか県の工事でしょうけれども、浸水が心配される所はたくさんありますので、他の所でも工夫をしていただくように要望いたしておきます。

委員長

次に、224ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

224ページの公園費は取り下げさせていただきます。

委員長

続いて、232ページをお願いします。

宮嶋委員

232ページ、消防施設費ということで、消火栓について内容をお尋ねいたします。

総務課長

決算書のページでは消火栓にかかわる経費としまして消火栓の補修工事の負担金173万6000円、消火栓の設置工事負担金854万2000円が上がっております。これは既存の消火栓の改修もしくは新設の経費でございまして、平成22年度末での消火栓の総量が現段階で1,447基ございます。そのうち新設の消火栓の基数としましては9基を新設いたしております。改修の費用等を上げておりますけれども、改修の箇所につきましては全域含めまして11カ所。新設が9カ所で改修が11カ所、合わせて20カ所の整備を行っている状況でございます。

宮嶋委員

消火栓はどういうふうな改修が行われているか、お願いします。

総務課長

改修といいますのは、例えば地域の開発に伴った新設、もしくは老朽化による改修、もしくは水道管の布設に伴う新設等のパターンがございます。今年度、改修及び新設につきましては、

消火栓につきましては地上式と地下式がございますけれども、基本的に地下式のほうに移行しております。今年度整備いたしました20基につきましては、全て地下式の消火栓というふうな形になっております。

宮嶋委員

この消火栓というのはいざというときに使えないと大変なことになりますが、点検の体制というか、そういうのはどういうふうにされてますか。

総務課長

消火栓の点検につきましては消防署のほうで実施していただいております。月に1度外観調査、機能検査につきましては市内全域の消火栓につきまして年1回点検をしていただいております。

委員長

次に、232ページ、永末委員に質疑を許します。

永末委員

では、災害対策費、自主防災組織育成コミュニティ助成金についてお聞きします。まず助成金の中に入る前に、その自主防災組織とはどういった団体になるのでしょうか。自治会といいですか、そういった単位を指して言われているのか、そのあたりご説明お願いします。

総務課長

まず飯塚市の自主防災組織編成の状況を説明させていただきますと、いま現段階で市内全域で6団体の組織化が進んでおります。現在のところ地域といたしましては全てではございませんけれども、基本的に地区公民館単位での編成が主流になっております。一部自治会での編成も行われておりますけれども、全般的には地区公民館単位での編成となっております。

永末委員

6団体ということでしたけれども、地区公民館、プラス自治会があるということですか。

総務課長

具体的に述べさせていただきますと、飯塚地区地域防災推進隊、これは片島地区を除く旧飯塚市街地でございます。2つ目に片島地区地域安全推進隊、3つ目といたしまして菰田地区安全推進隊、4つ目といたしまして鯉田地区地域安全推進隊、5つ目としまして飯塚東地区安全推進隊、6つ目が上三緒第4自治会自主防災組織という編成になっておまして、一部そういった形で地区公民館単位の中で自治会単位で独立してやるというような編成の部署もございます。

永末委員

今のご回答ですと旧飯塚市がほとんどだと思うんですが、公民館単位ということでしたんであれなんでしょうけど、例えば旧郡部のそのあたりの編成の予定といいですか、そういったのはどのようになっているのでしょうか。

総務課長

現段階で進行中の地域自主防災組織の進捗状況で言いますと、庄内地区、颯田地区、筑穂地区にありましては自治会連合会を通じまして組織化に向けて協議を進めているところでございます。

永末委員

協議の進捗状況なんですが、いつぐらいに協議を始められて、いつまでにというのはあるのでしょうか。

総務課長

いま言いました3地区につきましては昨年度より協議を進めております。颯田地区については恐らく今年度中に組織化がされると思っておりますけれども、筑穂地区、庄内地区についてはちよ

っともう少し時間がかかるのかなというような考えであります。

永末委員

穂波はどうなってますか。

総務課長

地元に投げかけている状況でございますけども、まだ明確な動きはあっておりません。

永末委員

わかりました。自主防災組織育成コミュニティ助成金の概要をお願いします。

総務課長

今回の自主防災組織コミュニティ助成金といいますのは宝くじの売り上げ財源を活用しました財団法人自治総合センターの助成金を活用した事業でございます。平成21年中に同財団法人自治総合センターより平成22年度向けの要望調査がございまして、以前より要望のありました、先ほども述べましたけれども飯塚地区地域安定推進隊につきましての防災資機材の整備について要望書を提出してありましたところ、平成22年度におきまして県内で3カ所の採択がっております。そのことから財団法人自治総合センターより130万円の助成金を受け入れいたしました。当該自主防災組織に交付いたしております。地元地域の組織におきましてはこの財源を活用しまして防水シート、強力ライト、保安灯付コーン、発電機、防水メガホン、水中ポンプ等の防災資機材を購入されて整備をされております。

永末委員

宝くじの財源を利用したそういう資機材の購入に充てられたということなんですが、今のご回答ですと飯塚地区にはそちらの分の配備ができた、整備ができたということなんですけど、残りの地区、現在ある5地区でできようとしている他の地区にも同じような整備は当然必要だと思うんですが、そのあたりの現状もしくはその予定をお聞かせ願えればと思います。

総務課長

今までも当該コミュニティ助成金を活用しまして、地域の整備を順次図っております。幸いなことに平成18年度から、今年度の130万円には至っておりませんが、だいたい100万円単位ほどで毎年助成金がついてきておりますので、今後、未組織の状況の地域に組織化を進めると同時に、この助成金と合わせて県も別途で今年度より地域自主防災組織の強化を図っております。その助成制度も設けておりますので、このコミュニティ助成または県の補助金を活用しまして、組織化を進めることもあわせまして資機材の整備を行っていききたいというふうに考えております。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第8款 土木費、第9款 消防費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:03

再 開 13:05

委員会を再開いたします。

次に、第10款 教育費、232ページから262ページまでの質疑を許します。

まず質疑事項一覧表に記載されております232ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

232ページ、教育委員会費の教育委員会の会議、これがどのくらい開催されているのかお

尋ねします。

教育総務課長

教育委員会会議につきましては、飯塚市教育委員会会議規則第2条によりまして月1回の定例会と、それ以外に委員長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の請求があったときに開催する臨時会からなっております。平成22年度におきましては定例会が12回、臨時会が7回で、あわせまして19回の教育委員会会議を開催いたしております。

宮嶋委員

会議でいろんな議題があつて資料整理だとかまとめだとか大変なことをされてると思うんですが、会議以外の活動というのはどういうものがありますか。

教育総務課長

教育委員さんの活動につきましては、入学・入園式、卒業・卒園式、または運動会等の学校行事や各学校で行われます学校訪問、研究発表会等への出席、また少年の船結団式や中学生海外研修事業帰国報告会など生涯学習関係の事業の催し等への出席、さらには教育委員を対象といたしました各種研修会への参加と教育委員会会議以外にもさまざまな活動をしていただいているところでございます。

宮嶋委員

子どもたちを育てるという教育の分野の委員さんですので、ぜひ頑張っていたきたいということを申し述べて終わります。

委員長

続いて、232ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

232ページ、事務局費の奨学資金貸付についてお尋ねします。貸し付けの審議会のメンバーはどういう方が何人いらっしゃるのか。

学校教育課長

奨学資金貸付審議会につきましては、学校関係者と有識者で構成されております。

宮嶋委員

もうちょっと詳しく教えてください。

学校教育課長

高等学校の先生、そして高等学校の進路指導担当の先生、中学校の校長先生と中学校の進路指導担当の先生及び有識者ということで、1名の方が民間から入っております。

宮嶋委員

この奨学資金貸付審議会の委員さんの報酬が、細かいお金のことばかり言いますが、5900円で委員さんは何人もいらっしゃるのに、それはいわゆる公職にある方だからということなんでしょうか。それ以外の方1名しかいらっしゃらないということなのですが、その方はどういう方ですか。

学校教育課長

報酬につきましては、1名の方の報酬となっておりますが、その方につきましては以前教育行政に携わった方でございます。

宮嶋委員

すいません。私が聞き落としまして、申し訳ありません。今の貸し付けの状況と滞納の状況を教えてください。

学校教育課長

奨学資金の貸し付け状況につきましては、平成21年度が専修学校3名、大学8名の合計11名となっております。平成22年度につきましては高等学校2名、専修学校3名、短期大学

3名、大学8名の合計16名となっております。

滞納につきましては貸し付け時の返済期限などを決めるわけですが、そういうことで支払いが難しくなった場合におきましては、期限の延長だとか回数をふやすなどということによって支払っていただいております。ですから、全く支払わないというような方は今のところいらっしゃらない状況でございます。

宮嶋委員

経済情勢が悪い中で、やはり学校出たけど仕事がないというような方もたくさんいらっしゃるんで、滞納状況がふえているのではないかなというふうに思ったので質問いたしました。ぜひこれからの取り組みもよろしくをお願いします。

委員長

次に、234ページ、江口委員に質疑を許します。

江口委員

資料のほうを出していただいております。103ページのほうに不登校児童・生徒への対応についてのフロー的なものを出していただいております。あわせて別に115ページのほうに不登校等の推移が載っておりますので、それにあわせて質問したいと思っております。まずこの不登校の現実についてお聞かせいただきたいのですが、現状ではふえているという理解なのか、それともそうではないのか、そのあたりからまずお聞かせいただけますか。

学校教育課長

資料には平成18年度からの不登校生数を出ささせていただいております。ここ数年はふえたり減ったりということですが、平成18年度から見れば増加傾向にあるというふうに考えていいと思っております。

江口委員

参考で結構なのですが、もし現状の平成23年度上半期の数字でも結構なので、もし分かれば教えていただけますか。昨年と比べてどうなのか。数字がわからなければ、ふえている、いないだけでも結構です。

学校教育課長

平成23年におきましては、平成22年度の今と同じ時期に比べましてほぼ同じ状況ということにとらえております。

江口委員

この不登校の問題は、それから先の子どもの生活にも大きく影響を及ぼします。不登校からひきこもりになって、そしてまたもう既には30代、40代のひきこもりさえおられるわけです。フリーターというだけではなく、ひきこもりで。そしてその方々の生活は保護者に頼って生活をする。そしてそこがなくなったときに、どうやって生きていくのだろうかということもあわせて考えると、できるだけ早期にきちんとした、きちんとしたという言葉が適切かどうか適当でないかもしれませんが、社会生活を送れるように環境を整えるのは行政の仕事だと思っております。

対応についてお聞きいたします。対応についてのフローを出していただいているのですが、こちらのほうについて補足して説明をしていただけますか。お願いいたします。

学校教育課長

不登校児童・生徒への対応につきましては、まず予防的な取り組みということで資料に掲載しておりますが、未然防止、早期発見、早期対応による個々の問題に応じたきめ細かな対応として、気になる児童生徒、あるいは不登校傾向の児童・生徒の日常を把握しまして、現状を把握しましてそこから取り組んでいくということになります。不登校対応への具体的な取り組みといたしましてはこの資料にございますが、マンツーマン方式による対応ということござい

ます。各学校には不登校対策委員会がございまして、その中で不登校児童・生徒に対する取り組み、あるいは実践を進めていくこととなります。ここにプロジェクトチームとありますが、例えばその学校に5人の不登校の児童・生徒がおりましたら、このプロジェクトチームは5つあると、5人分全部あるということになります。つまり、個人個人に対しましてマンツーマン方式による対応を進めますが、それに対して一人一人に対応するプロジェクトチームがあるということで、そのプロジェクトチームの中には学級担任や学年主任、あるいは部活動顧問とかいうことで入っていったこのプロジェクトを組んで、不登校の解消に向けた取り組みを進めていっているという状況でございます。

江口委員

非常に大変かと思えます。参考までに学校別で一番多い学校は何名ぐらいおられますか。1校で1番多いところはどのくらいか教えていただけますか。

学校教育課長

小学校につきましては、1番多いところで平成22年度で8名でございます。中学校におきましては、平成22年度で1番多い学校で40名ということになっています。

江口委員

中学校の40名というのも非常にショッキングな数字であります。他方、小学校での8名というのもやはり本当に多いんだと思います。そうすると、それぞれのプロジェクトチームをつくったとして、それが本当に機能するかどうかという部分を考えなくてはならないと思います。このプロジェクトチームはあくまでも学校単位でつくる、そして各個人単位でつくるという形になりますよね。ただこの中で見ると、プロジェクトチームにはその学校の中で人材を調達できる方とそうではない方がおられます。下のお2人ですね、関係機関担当者、それとスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーですね、ここの部分が外部の人材を活用していく形になるかと思いますが、このあたりについてどのようなからみになっていくのか、お聞かせいただけますか。

学校教育課長

質問委員が言われたとおりに、非常に多い学校におきましては人手が足りない等の相談を受けておりますので、いろんな形で加配といえますか、そういうことを考えていかななくてはならないと考えております。ただ、プロジェクトチームの一番下に書いてあります、関係機関担当者、あるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等につきましては、各学校から毎月生徒指導上の諸問題に関する調査というのを実施しておりまして、そこから調査票が上がってまいります。その中に不登校生に関しましては一人一人の状況、毎月の取り組み等が委員会のほうに上がってまいります。その中で、例えば今この子の状況につきましては、関係機関、あるいは児童相談所等、そういったとこと連携しなくてはならないといった場合には教育委員会の間をとりまして、そこにこのプロジェクトチームに入っていただくと。その際には、教育委員会からも一緒に入ってこのプロジェクトチームを進めていくという形にしております。

江口委員

ごめんなさい、ちょっとわかりづらいので質問を変えます。スクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーが何名おられるのか。まずそこからお聞かせいただけますか。

学校教育課長

市雇用のスクールカウンセラーにつきましては4名配置しております。スクールソーシャルワーカーにつきましては1名の配置でございます。県につきましては、スクールカウンセラーが各中学校に1名配置されております。

江口委員

それでは、関係機関担当者とございますが、こちらの方々はこういった方々でこういったケ

ースのときに入っていられるのか。またプロジェクトチームが、今のお話でしたら毎回毎回入っているわけじゃない、そしてまた、1校の40名に対して全て入っていけるわけではないと思いますので、どういった方々がどういったペースで入っていられるのか、お聞かせください。

学校教育課長

児童相談所の方に入っていることが主でございますが、いま言われましたように毎回毎回入っているわけではなくて、各学校から上がってきます調査票等を見まして、必要であればその関係機関にお願いして入っていただくということにしております。

江口委員

児童相談所以外におられるのかどうか、おられたら教えてください。

学校教育課長

それ以外の形といいますとちょっと今のところ思いつきませんが、民生委員とか児童家庭相談員、そういった方には声をかけて入っていただくようにしております。

江口委員

毎月の調査票を基にそれぞれの必要と思うところにアプローチをしているというお話がございました。ということは、各学校から毎月上がってくるものを基に、教育委員会のほうその個々のケースを把握しながら、ここはどういったプラスな人材を入れようとかいうことを検討して行動しているという理解でよろしいですか。

学校教育課長

そのとおりでございます。

江口委員

となると、教育委員会のほうで全ての案件は、大体この子については経過はずっと分かる、一人一人についても全てわかんと思っていいですか。ざっと200名近くおられますが、その200のケースについてきちんと資料が残っていると考えるとよろしいですか。各学校でプロジェクトチームがありますよと、そこそこでこういったことがあっているというのも含めて、きちんと報告もあっているし、それについて対応しているというふうな理解でよろしいですか。

学校教育課長

そのとおりでございます。

江口委員

では、その教育委員会の学校への支援についてお聞きいたします。下のほうに学校への支援というのが書いてあるわけです。不安などの情緒的混乱等についてはスクールカウンセラーの派遣を行う。主に家庭に起因するものについてはスクールソーシャルワーカーや要保護児童連絡協議会などの関係機関と連携をします。要保護児童連絡協議会、午前中の質疑でも出てきましたが、こことのかかわりについてはどういった整理になるのかお聞かせください。

学校教育課長

要保護児童連絡協議会につきましては、その課から学校教育課のほうに参加の要請といたしますか、それで私と担当者が2名そこに入りましているんな協議に参加することにしております。

江口委員

それは向こうからお願いがあった場合ですよね。要保護児童連絡協議会のほうから児童相談所のほうなり児童育成のセクションのほうからこういったケースがあるんでという、不登校以外もそうでしょうけれど、そういった形になるわけですよね。他方ではこういった不登校生徒の場合について、教育委員会のほうから参加をお願いする方がいる。別ではあるんだけど、お互い協力しているという理解でよろしいですか。

学校教育課長

そのとおりでございます。

江口委員

形としてはある程度整っているかのように思えるのですが、じゃあこれが実際にきちんと動いているかどうかというところに関しては、もう少し注意深く見ていただかないといけないのかなと思っています。というのは、いくつかお話を聞いたりするんですが、そのときにお聞きする中で学校のほうが例えば不登校児童の保護者とお話について、きちんと相談にのっていただけないというお話がある。それを教育委員会に話に行くんだけど、結局うまく運ばない、連携がとれていないような気がするというお話を聞く。そのケースケースできちんとその部分をしっかりとやっていただく。それともう一つは、不登校という部分が確かにこの中で家庭に起因する等々の理由があります。いろんな理由があるんだと思うんです。そして、その理由をどうやってうまくつぶしていくかということを中心にきちんと考えないとならないのに、あるいはその小学校では、例えばいじめだったら双方あるわけですね。いじめたと思われている生徒、そしていじめられたと思っておられる生徒。そこでの話がある意味片一方だけの話を聞いているかのような対応をとられていて、そこで保護者としては納得がいかないケースがあると思うんです。そういったときにきちんとそこで教育委員会なり他のセクションになるかもしれませんが、それこそ児童育成課等になるかもしれませんが、そこがきちんと入っていただいて、ある意味行事みたいな、保護者として学校と本人も含めてきちんとお話を聞いて、どちらの言い分が正しいか、ないしどういった部分ですれ違っているんだろうという部分を聞いていただかないと問題は解決していかないといったケースがよくあるのではないかと考えております。そのことをあわせてですね、不登校への対応についてやはり200名近くになっています。この200名がだんだん大きくなって、そしてそのままひきこもりになって、生活が成り立たなくなり、例えばそれが生活保護になるということも考えられるわけです。子ども自身も不幸ですし、家庭にとっても非常に厳しい結果になる。学習なりその学習権を保障するために学校があるわけですね。子どもたちがきちんとした人格が形成できるようにやるわけですから、その点についてもう一段努力をしていただきたい、そのことをお願いいたしまして、質問を終わります。

委員長

次に、234ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

234ページ、事務局費の教育委員会外部評価についてお尋ねをいたします。外部評価謝礼金が計上されていますが、これの中身について説明をお願いします。

教育総務課長

教育委員会外部評価者謝礼金でございますけれども、これは教育委員会が行います事務事業につきまして毎年その管理及び執行の状況について点検・評価を行って報告書を作成しているところでございます。その点検・評価を行うにあたりまして第三者の方に外部評価者としてご協力をいただいておりますので、その方への謝礼金でございます。ちなみに平成22年度におきましては2名の方に評価をいただいております、1人15,000円の謝礼金を支払っておりますので、30,000円の決算額となっておりますところでございます。

宮嶋委員

どういう資格というか、どういう方にこれをお願いされているのでしょうか。

教育総務課長

平成22年度につきましては、1名の方は教育大学の教授の方、それからもう1名の方は元小学校の校長先生でございました。

宮嶋委員

教育委員会が行っている事務事業の点検・評価とはどういったものでしょうか。

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することとされております。このことから、教育委員会では飯塚市教育施策要綱に掲げます主要施策を達成するために取り組みました主な事業を点検・評価の対象といたしまして、各事業の達成状況につきましてそれぞれの所管課で自己評価を行ったのち、先ほど申しました教育に関し学識を有する2名の外部評価者から評価をいただきまして、毎年報告書を作成しているところでございます。この報告書につきましては、作成後、直近の所管委員会に報告するとともにホームページにも掲載をし、市民の方々へ公表を行っているところでございます。

宮嶋委員

いつでも私たちが見れるような状況になっているということですね。大体、何月頃にこれが公表されるんですか。

教育総務課長

例年10月に作成をいたしまして、その直近の議会等で報告並びに議員さんにはお配りをいたしているところでございます。

委員長

次に、234ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

234ページ、教育費、児童支援加配状況及び人権同和担当教員配置についてお尋ねをいたします。資料は114ページになっております。大変な資料でですね、どうやって見るのかなというぐらい、豆粒みたいな資料をいただきまして、できましたらもうちょっと見やすい資料を、合併からということで年月が5年ということになっておりますのでなかなか難しいんだらうと思いますが、これでは難読ですので、私は拡大コピーをさせていただきましたけど、もうちょっと分かりやすい資料を出していただきたいということをまず申し上げます。

一番上に児童支援加配というのが載ってまして、これは各学校の、丸のないところもあるんですが、丸印が付いてこの丸印が1人かなというふうに思いますが、こういう1人ずつ教員配置されているのかなと思います。これはどのような仕事をされているのか、この丸1個が1人なのか、その辺も含めてお願いします。

学校教育課長

まず丸1個につきまして1人の配置ということになっております。児童・生徒支援加配の任務内容につきましては、学習進度が著しく遅い児童または生徒が在籍する学校及びいじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など、児童または生徒の問題行動等が顕著に見られる学校、また特にきめ細かな指導が必要とされる学校において、児童・生徒の状況に応じまして特別な学習指導、あるいは生徒指導、進路指導を行われる場合に加配定数、つまり教員定数を加配するものでございます。その中で学習指導に関しましては、任務内容としましては児童・生徒の学力の調査とか分析あるいは習熟度別学習への参加、学習進度の遅い児童生徒に対する補充指導、あとは家庭への訪問指導などを行っております。この生徒指導に関しましては円滑な学級経営が困難な場合の援助活動、あるいは深刻な問題行動を起こす児童・生徒や不登校児童・生徒等に対する個別指導、支援あるいは関係機関との連絡調整、そういったことの任務内容、最後に進路指導に関しましては就職活動の支援、あるいは進学への支援、奨学金制度等に関する情報収集、提供、相談などを行うというのが任務内容になっております。

宮嶋委員

TTとか言われるような先生方もここに含まれているんだと思いますが、その下の人権同和

教育担当者と言われる教員は各学校に1人ずついらっしゃるということなんでしょうか。この方々はどのような仕事をされているのか、教えてください。

学校教育課長

この人権同和教育担当者につきましては、児童支援加配と違いまして各学校に1名配置されているということでありまして。各学校におけます人権教育、あるいは同和教育に関する年間の指導計画、あるいは1時間1時間の学習とかそういったことにかかわっていくことになっております。

宮嶋委員

これ見ていただいたらなかなか見えないんですが、わかるんですが、非常に出張が多いんですよ。子どもの指導をすと言いながら、学校にこんなにいなくて本当に子どものほうを向いているのかなというふうに思います。1番多い方で75日間、1年間教員の方が何日勤務されるのかはちょっと把握しておりませんが、3分の1ぐらいになるんじゃないかなと思います。研究集会だとかそういうのもあるのかもしれませんが、この学校にいなくて出張ということですけども、どこで仕事をされているのか、お尋ねします。

学校教育課長

この出張につきましては、5つに分けられると思っております。1つは人権・同和教育関係の研修、2つ目は人権・同和教育関係以外の研修、それと校区関係機関等との連携のための出張、進路関係の出張、その他の出張の5つに分けられると思っておりますが、1つ目の人権・同和教育関係の研修につきましては、飯塚市教育委員会学校教育課主催の飯塚市人権・同和教育担当者研修会、あるいは県が主催します福岡県人権教育研修会、こういうようなものに出張しております。ちなみに飯塚市におきましての人権・同和教育担当者研修につきましては毎月1回必ず開いております。次に人権・同和教育関係以外の研修については、各学校の研究発表会やあるいは小中一貫教育校の視察、教育フォーラム等があります。次に連携のための出張でございますが、これにつきましては中学校区部会や児童相談所あるいは警察所などの関係機関との連絡調整等で出張しております。進路関係の出張につきましては、中高連絡会あるいは進路保障連絡協議会等があってこれに参加しております。その他の出張につきましては、飯塚市教育委員会主催の小学校入学児童にかかわる幼保小連絡懇談会、あるいは遠足などがあります。

宮嶋委員

この一番上の人権・同和教育関係での研修、これがいわゆる出張のほぼ半分を占めてるわけなんですよ。小学校でいったら半分以上になりますけども、中学校だと40何%ということになります。いま言われましたように、市での月1回ということになれば12日ですし、県で月1回あっても24日、それなのに1番多い方は47日、この人権・同和教育関係での研修会の出張というふうになっておりますが、研修会がこんなにたくさんあるのでしょうか。

学校教育課長

この中で小学校の中には、県が主催します人権教育指導者養成連続講座というのがありまして、担当者がこれに8回参加したりとか、あるいは中学校におきましては小中一貫教育を進めている関係もございますが、校区の代表者になっておりますから校区の人権同和教育研修会の企画あるいは立案、そういったものを担当しております関係で旧町内、校区内での出張ということが回数として多いというふうに思っております。

宮嶋委員

こういういわゆる人権教育にあたられてる加配の先生、本来は通常の教員の方ですよ、特殊な方でないと思うんです。こういう方はやっぱり教員になられたのは、やっぱりその子どもたちが好きだから教育を何とかしたいとこういう思いで教師を志してなられたんだと思うんですよ。ところが、実際に学校に入ってみると何日間も出張で、自分がいわゆる所属している学

校にも足も向けないというような状況になってるんじゃないかなというふうに思います。確かに人権教育は私は大事だと思うんですよ。小さい頃からやっぱり差別をなくす、いわれなき差別とか、こういうの嫌いだっていうのもあるでしょうけど、やっぱり男女差別、人種差別、いろんな差別がありますけども、こういうものはなくしていかないといけないし、もちろん同和問題も特にいわれなき差別と言われてますが、大事なことだというふうに思います。ただ特殊な方が毎日毎日出張をして、自分の学校の子どもたちの顔も見れないような状況で本当に教育ができるのかなというふうに思います。ぜひ、全体で子どもたちを人権教育、見守ってあげればいいと思いますので、こういう制度はぜひなくして、これだけの先生方いらっしゃるんだったら、もっともっと少人数学級とかそういうのやって、本当に子どもたち一人一人に目が届くような授業ができていくんじゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

学校教育課長

この出張につきましては1日出張ではないんですね。午後からあるいは午後3時とかそういった形の出張が多くございます。ですからいま言われましたように、この人権同和教育担当者あるいは児童・生徒支援加配につきましては、学校にあっては授業にかかわりますし、いろんな形で子どもにかかわるように私どもも指導してきております。

宮嶋委員

そうでしょうかね、私が経験したところではなかなか学校にいらっしゃらない先生が多かったんですけど、ぜひその辺を考えていただいて少人数学級、この効果のほうがあると思うんですよ。ぜひこの制度は県の制度かもしれませんけれども、これだけの教員の方がいらっしゃるわけですから、そういう方を活用してといたらいけませんけれども、ぜひ学校現場にしっかり足をのぞいていただくような教育をしていただきたいということを要望して終わります。

委員長

次に、236ページ、以下4件につきまして、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

まず236ページ、人権同和教育費の解放子ども会講師活動補助金、これについてお伺いします。解放子ども会の目的をお尋ねします。

人権同和政策課長

解放子ども会の目的といたしましては、各地域の集会所あるいは啓発センター等におきまして、おおむね週1回、異年齢の子ども同士の活動の中で、人権学習活動あるいは体験学習活動等を通して少年期における人権教育および学力補充などを目的に行っているところでございます。

宮嶋委員

解放子ども会の実施状況を教えてください。

人権同和政策課長

実施状況といたしましては、平成22年度につきまして19カ所で開催をいたしてございまして、参加者は延べ4673名となっております。その内訳といたしましては、飯塚地区が6カ所でおおむね週1回、1時間30分程度で1631名、穂波地区では6カ所で毎週1回、1時間30分程度で延べ1539名、庄内地区におきましては1カ所で毎週1回、1時間30分程度で延べ182名、筑穂地区におきましては5カ所で毎週1回、1時間30分程度で延べ923名、穎田地区におきましては1カ所で毎週1回、1時間30分程度で延べ398名、合計19の子ども会で推進員につきましては55名、述べ4673名となっております。

宮嶋委員

これ延べ人数になってますけど、実人数がわかりますか。わかりませんか。

人権同和政策課長

実人数につきましては全体で小学生が105名、中学生が96名でございます。

宮嶋委員

先ほど目的も言われました。わざわざ、人権問題を学習するのに解放子ども会と小さいくくりの子どもたちを集めて勉強しても意味がないんじゃないかなと思うんですよね。全体の中で、こういう差別はおかしいよっていうのをみんなが知ったら差別はなくなると思うんです。ところが、そういういわれなき差別を受けていると言われる子どもたちを集めて、あなたたちはこういういわれなき差別を受けてるけどおかしいんだよという教育しても、あまり教育効果はないんじゃないかなというふうに思います。担当課のほうではこの解放子ども会の効果というか成果というか、どういうふうにとらえてあるんでしょうか。

人権同和政策課長

解放子ども会の成果ということでございますが、解放子ども会につきましては異年齢の子ども同士の活動の中で人権学習活動あるいは体験学習活動を通して、少年期におけます人権啓発の推進を目的に行っているところでございます。この目的に沿った積極的な活動が行われておりまして、子どもたちは他者を思いやる心や何事にも挑戦する積極性があらわれてきており、解放子ども会の成果は上がっているものと考えております。

宮嶋委員

そういうことになるんだと思うんですけど、先ほど言いましたように差別がなくなるというふうにはつながっていきませんよね。他の子ども達が知らないとなれば達成できないことになりますので、ぜひこういう異年齢集団の子ども達の活動だとか他者を思いやる心だとかというのは、その地域なり全体で勉強していく、学校単位だとか地域の子どもの会と一緒にやっていくという方向に変えていっていただきたいんですが、いかがですか。

人権同和政策課長

一般の子ども会といっしょではなぜだめなのかという質問かと思いますが、社会教育の中で行われている一般的な子ども会につきましては、異年齢活動等もございまして社会ルール、マナーを学ぶなど、レクリエーション活動を主体に行われるものもあります。それに対しまして、解放子ども会は人権学習、生活体験、フィールドワークなどに主眼をおいたものが多くございます。もちろんのことでございますが、同和地区の子どもも社会教育の中で行われています一般の子供会活動にも参加はあります。また一部であります。解放子ども会の中にも一般の子ども会の子どものさんの参加もございます。また人権教育、また人権啓発の推進に関する法律にもうたっておりますとおり、法律に基づいてこの解放子ども会は実施しているところでございますので、よろしく願いいたします。

宮嶋委員

結局特別扱いをすると子ども達がそうなんですけど、自分だけ何で行かないかのかなと、あの人は行かないのに私は何で行くのかなっていうのが理解できてない子ども達がいるんですよ。同和地区でない子どもたちを受け入れてあるというふうには聞いておりますけど、やっぱり子どもがそこら辺理解するのはなかなか難しいと思いますので、これ課長に聞いてもしょうがないと思いますので、ぜひ一般政策として、もし子ども達にそういう教育をしたいのであれば、学校の課外活動だとか公民館を使っただけの子どもの会活動、そういう中で人権教育なりをしていかれたらいいんじゃないかなと思います。教育長お答えいいですか。

企画調整部次長

いま委員のほうからいろいろご指摘、またお話がございましたけど、当然のことながら解放子ども会という枠組みの中でも被差別という立場の子ども達に強くたくましくということで解放子ども会を行っておりますが、先ほどご指摘ありましたように学校単位、またクラス単位、そういう部分におきましても、やはり人権という大切さ、当然同和問題も入りますけど、そう

いう人権問題についての大切さを教えることによって、ひいてはいじめ問題とか不登校も含めましてそういうところもなくなるような取り組みの中で、その一環の中で解放子ども会という被差別と言われる方々にも強くたくましくということで、こういう子ども会活動を行っております。また先ほどありましたように、社会教育、生涯学習教育の中でも、同じように人権問題自治会も含めて取り組んでおりますので、その一環の取り組みということでご理解いただきたいというふうに思います。

宮嶋委員

もう長くしませんけど、やっぱり特別扱いというのが一番おかしい。今るる言われましたけども、やっぱりみんなの中でみんなで解決していく、こういう方向で行ってほしいと思います。またこの解放子ども会には講師の先生がお見えになって、学校の先生方が当番という形でお見えになってるんだと思いますが、この方たちの手当というか、これはどういうふうになっておりますか。

人権同和政策課長

解放子ども会に来ていただいております推進委員の先生につきましては、1時間あたり2000円、1時間半行っていただいておりますので1回につきましては3000円の謝礼金をお支払いしております。平成22年度述べ1616名で、485万円ほどの支払いをいたしております。

宮嶋委員

公務員には兼職禁止というのがあると聞いておりますが、これには当たらないという判断ですか。

人権同和政策課長

解放子ども会の推進委員の講師につきましては、地方公務員法第35条あるいは教育公務員特例法の第17条におきまして、本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、教育に関する他の事業、もしくは事務に従事することができるということになっておりますので、兼職の禁止の条項にはあたらないかと思っております。

宮嶋委員

学校の先生方、本当に大変で、残業残業で苦労されております。本当に本業のほうに支障がないかどうか、アンケート調査でも何でもやって一度きちっとそれを調べていただきたいというふうに要望しておきます。

236ページ、人権同和教育費 人権同和啓発事業ということで啓発の委託料が出ております。これについて説明をお願いします。

人権同和政策課長

人権同和啓発事業の委託についてご説明申し上げます。NPO法人人権ネット飯塚に委託をいたしております。本NPO法人につきましては、平成16年4月に設立されております。地域住民の人権意識の高揚を図るとともに人権のまちづくりを推進することを目的として設立されております。委託するにあたりまして人権同和问题にかかわる啓発事業、各地区や自治会単位での研修事業、広報事業などの人権啓発にかかるさまざまな事業を委託しているところでございます。

宮嶋委員

平成22年度の委託料が2800万円ありますが、これの内訳をお願いします。

人権同和政策課長

内訳といたしまして、NPOの指導員の先生8名分の賃金が約2227万円、社会保険料を含む共済費が約307万円、消耗品費等諸経費が約94万円、啓発講演会等の事業費が約111万円、消費税137万円、合計約2877万円となっております。

宮嶋委員

大部分が賃金ということですが、この算定基準はどうなっておりますか。

人権同和政策課長

この算定基準につきましては、NPOに委託する前までは各公民館に市の直営の嘱託職員を配置いたしておりましたので、委託料算定に際しましてはこの市の嘱託職員賃金相当を算定基準といたしております。

宮嶋委員

わかりました。236ページ、人権同和教育費の人権同和教育研究協議会の補助金です。これについて説明をお願いします。

人権同和政策課長

人権同和教育研究協議会の目的、構成等をご説明申し上げます。この団体の組織といたしまして同会の規約の第2条に、この会は部落差別をはじめとするあらゆる差別と偏見をなくし、人権確立と共生の社会を実現するため、人権同和教育及び啓発の実践と研究に努めることを目的とするという条文がございます。設立は2006年7月でございます。その構成といたしましては、教職員を中心といたしました学校人権同和教育部会、それと保育所、幼稚園の職員を中心といたしました就学前人権同和教育部会、それと行政職員を中心といたしました社会人権同和教育部会の3部会で構成されております。平成22年度の会員数は934名及び民間団体2団体でございます。

宮嶋委員

この協議会に対して資料が106ページから110ページまで、平成18年から出ておりますので、平成18年には合併によって合同になったということで予算がこれ8月からということになって組んであるんですが、ちょっと前のところまでさかのぼると怒られるかもしれませんが、そのときの補助金が700万円です。繰越金が150万円もあるんですね。どういう根拠でこの補助金を組まれたのかなと思いながら見ていきますと、毎年50万円、49万円、57万円というふうなことで補助金がずいぶん残ってきております。本当に精査された補助金だったのかというふうに思いますが、この辺の流れというかいきさつはわかりますでしょうか。

人権同和政策課長

この補助金が平成18年以降年々減額いたしております。その要因といたしまして、主なものにつきましてご説明申し上げます。19年度から20年度にかけての主なものは、人権同和教育協議会補助金が1割カットということで65万円ほど減額、これに加えて小中学校、高校、大学の入学支度金及び就学奨励金補助金等が学校教育課へ移管した部分、これが大きく約650万円の減額をいたしております。また人権交流フェスティバル負担金が約110万円の減額となっております。それから20年度から21年度の減額につきましては、人権同和教育補助金が旅費等の組み換えによりまして約300万円ほどの減額をいたしております。

宮嶋委員

もともとの補助金の算定がね、最初から次が減ってきたということこれまた別の理由があったようですけども、これだけの補助金、ほとんどが人件費というようなことでの補助金が残りに余って、毎年繰り越されていたということが、昨日のあの解放同盟の補助金のところで残った分は返還していただくというふうに決まったそうですのでこれもそういうふうになっていると思うんですけど、それが当たり前のことで、また逆に言えばそんなに余るような補助金を最初からやってるわけですよ。活動というのはお金があればどの団体でもそうですけど、お金があればもっとたくさんの活動ができるしというのはあるから欲しいですよ。でも他の団体を見ていくと、それがこちらが希望するだけの補助金が出てこないからやっぱりその活動が制限される部分だとか、自分たちの会費をふやすだとか、そういう工夫をされて運営してあるのに、

こういうふうな補助金の管理の仕方、今後改められていくということですが、いろんな努力をされて繰り越しが出てくる分もありますでしょうけども、この辺をきちっとやっていただきたいというふうに思います。この団体の事務局というのはどこにあるんでしょうか。

人権同和政策課長

規約によりますと、事務局は会長が定める場所に置くということになっております。役員の中の事務局長が主な事務にあたっている状況があります。平成22年度の事務局長は小学校教員があたっておりますので、従いまして正式な事務所はございませんが、事務局長が時間外において事務を行っている状況でございます。

宮嶋委員

毎年事務局を引き受けられる先生がいらっしゃる学校が事務局ということですね。この項は以上です。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:05

再開 14:15

委員会を再開いたします。

次に、240ページ、江口委員に質疑を許します。

江口委員

まず学校図書費についてお聞きいたします。学校図書館について以前も取り上げたことがございました。そこでお話しさせていただいたのが、充足率がどうかという部分と本が古いというお話をさせていただきました。以前お話をさせていただいたときには、もしかしたらソ連が載っている百科事典がまだあるじゃないかというお話をさせていただいたと思っておりますが、現実、平成22年度におきましては、学校図書館の図書の充足率はどのようになっていますでしょうか。

教育総務課長

学校図書標準に対します充足率につきまして、平成22年度末現在におきましては小学校で88.3%、中学校で83%となっております。ちなみに21年度と比較いたしまして小学校で3ポイント、中学校では2.4ポイントの増となっております。平成22年度につきましては特に充足率が低い学校への予算を増額するとともに、国の住民生活に光をそそぐ交付金等も活用しながら図書の整備を行ったことによりまして小中学校とも増となったものでございます。なおこの交付金につきましては23年度にその多くを繰り越しておりますので、23年度にまたさらに図書の整備を実施しているところでございます。

江口委員

もう一点、図書の新鮮さというお話をさせていただきました。この点についてはどうなっておりますか。

教育総務課長

平成19年度から各学校の図書台帳の整理とあわせまして、古い図書の整理・廃棄を実施してきているところでございます。廃棄の状況でございますが、小中学校34校の合計で過去3年間の数字で述べさせていただくと、平成20年度は14,762冊、21年度は8,894冊、22年度では9,262冊の図書を廃棄いたしております。また22年度の、先ほど申しました国からの交付金によりまして、小中学校合わせまして約2600万円強の予算を通常の予算とは別枠でいただいておりますので、この予算等を活用いたしまして地図や辞書、辞典などの高額な図書につきましても購入し、古い図書の入れ替えを行っているところでございます。

江口委員

それでは、その学校の図書館を利用して行うものがありますよね、教育活動の中で。調べ学習と呼ばれるエリアだと思っておりますが、この点についてはどのようになっておりますか。

学校教育課長

調べ学習につきましては学校図書館が教育活動の展開を支える資料センターの機能を持っておりまして、児童・生徒が学ぶための学習情報センター、そういった機能、あるいは豊かな感性や情操をはぐくむ読書センター、そういった機能を持っております。このような観点から小中学校におけます各教科等においては、学校図書館を計画的に活用した教育活動等の展開が重要になってきております。本市小中学校では特に国語科、社会科及び総合的な学習の時間等において学校図書館を利用して、その図書や資料を活用しながら児童・生徒が主体的に学習課題の解決のために、図書や資料を使って調べる活動を通した学習がいま行われております。そういったものが調べ学習ととらえております。

江口委員

調べ学習を行うのに十分な資料が学校図書館には準備されている。また資料以外の要素があります。その点についても十分なされているという判断なのか、それともまだまだこういった部分で足りないんだという分があるのかどうか。その点についてお聞かせいただけますか。

教育総務課長

先ほども答弁申し上げましたとおり、辞書や辞典等の更新も行っているところでありますし、また学校で資料が不足するにつきましては近隣の学校や市立図書館からの資料を取り寄せるなど、またインターネット等を活用するなどして、学校の先生と学校図書司書が連携をしながら調べ学習がスムーズに行える対応をとっているところでございます。

江口委員

不足するものはないという判断なのか、いま首を横に振られた学校教育課長はやっぱり思いがあるのだと思うのですが、まだこのあたりのところがまだまだ欲しいとか、足りないと思っているんだという点をお聞かせいただけますか。

学校教育課長

私も以前学校で教員しておりましたから、調べ学習につきましては、特に数学科におきましては0がどこで発見されたか調べなさいというような調べ学習を行っておりましたが、そういった点で言いますと、そういった本は意外に少なかったように思っています。ですから、今いろんな教育活動が多様化しておりまして、また価値観も多様化しておりますが、そういった中での活用になりますと、いま学校図書館にそういった図書があるかと、全てあるかといったことについては、その中では全て対応できるものではないのではないかというようには思っておりますし、また別の件にはなりますが、パソコン等ありますからインターネット等での調べ学習、そういったこともいま行われているように思っております。

江口委員

首を横に振られたのがまさに現実だとなっております。学校の先生方はそうだと思っておられるでしょうし、子どもさん方も行って調べようと思ったのはいいんだけど、これで足りるのかなと思いつつながら、数少ない資料の中で探していく。そしてまた、それを支える人材の部分でしっかりしているかと言うと、まだまだトレーニング不足なのかなという思いがなくはありません。そういった部分とあわせて、しっかりとした努力をしなくてはならない。充足率についても100が良いわけではありませんが、まず最低は100でしょうし、そして資料が十分な間隔で新鮮さを保っていかなくてはならないと思っています。その点についてさらなる努力をお願いいたします。

委員長

次に、240ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

240ページの教育振興費、就学援助についてということで、資料は116ページに出していただいております。就学援助の実施の今の状況と特徴ということでお願いします。

学校教育課長

就学援助を受ける児童・生徒の状況でございますが、平成21年度は準用保護というものでございますが約18%、平成22年度は20%となっております。その前年度も16%弱でございますから、毎年2%ずつ増加しているという状況でございます。また生活保護、準用保護を含めたものになりますと平成21年度は24%、平成22年度は25.6%となっております。これも増加しているという状況でございます。そういった特徴がございます。

宮嶋委員

増加していると、この裏にどういうことが考えられるのかということまでお願いいたします。

学校教育課長

ふえている状況につきましては、各家庭での収入、所得が減少していると、言いますれば生活が苦しくなっている状況の家庭がふえているということであろうと思っています。

宮嶋委員

やっぱりそういう不況、雇用の問題、こういうものが子どもに色濃く出てきているんだというふうに、子どもたちが本当にいろんな問題を、学力の問題だとか、こういう経済的な問題も抱え込まないといけないという状況にあると思います。学校教育は本当にそういう意味でも大変なご苦労があると思いますが、ぜひよろしくをお願いします。これで終わります。

委員長

次に、254ページ、江口委員に質疑を許します。

江口委員

図書館の運営について一言申し上げたいと思っております。図書館については指定管理者導入等々に際しまして格差、飯塚市内には5館図書館があるわけですが、その格差の是正が急務であるというお話を以前からさせていただいていたかと思っております。その点について現状どのような形がなされているのか、購入費、開館時間、職員、そういった面からどのようなになっているのか、資料も提出していただいておりますが、改めてお聞かせください。

生涯学習課長

平成20年に出されました請願書にあります、図書館5館の格差の是正についてということでございますが、具体的な内容については開館日、開館時間それから図書費の配分については変わっておりません。ただ各館、図書館5館で行っております他館の図書をリクエストできる配本業務を行うようにしており、この業務がかなり周知されてきたということもあり、少しではありますけど格差の是正になっているのではないかなというふうには思っております。

江口委員

そのような形では困るんです。開館時間、職員配置状況、利用者、そして購入費、それについて詳しく説明をしてください。

生涯学習課長

まず開館日につきましては穎田図書館以外は現在統一されております。穎田図書館につきましては穎田公民館の中に図書館があるため、公民館の開館日にあわせているところでございます。また開館時間につきましても飯塚館が9時30分から19時まで、筑穂館と庄内館が9時30分から18時まで、穂波館と穎田館が9時から17時までとなっております。この時間内容につきましては立地場所や図書館の規模、また利用者の数、また経費的な面も考慮した中で、開館時間を現在設定しているところでございます。また、毎年行っております図書館での利用

者アンケートにおいて、時間別の利用者では午後4時以降に利用される方は飯塚館が14%、筑穂館が21%、庄内館が20%、穂波館が5%、穎田館が0%というふうになっております。またこのアンケートにおいて開館時間の延長に対する要望につきましては、各館いまのところありませんが、今後は利用者のニーズに沿った図書館運営を心掛けたいと思っております。

また、図書館における図書購入費につきましては、現在の配分につきましては合併前の図書購入費を参考に配分しているところでございます。ご指摘の点につきましては資料の118ページにありますように、平成22年度の決算額で言えば飯塚館の1830万円に対し穎田館は51万円と大体35分の1以下になっております。しかし図書館の規模も同様になっておりますところから、図書を収納できる容量もかなり違っております。また飯塚図書館は規模や蔵書数から見ても、飯塚5館の中の中央図書館的な役割を含んでおりますので、資料の保管という面で高額図書や歴史的価値の高い資料の充実を図るとともに、市立図書館全館で使用する団体貸し出し用の図書やおはなし会用の備品の購入費なども含まれております。図書購入費の配分につきましては、施設規模等の状況も考慮した中で配分しているのが現状でございます。また職員数につきましても、図書館の規模に応じて職員を配置しているのが現状でございます。

江口委員

図書館の規模に応じてと言われましたが、図書館の規模が先にあるんですか。図書館の規模が先にあるからそれに依ってサービスは小さいんだと、だったら小さい所は小さいままですよね。それが正しいとお思いですか。請願の趣旨はどういったものですか。

生涯学習課長

請願の趣旨につきましては自分の住んでどこでも誰でも同じようなサービスが受けられるというような状況をつくってほしいというような内容だというふうに考えております。ただ、いま言われますように、図書館の規模についてはどのように考えているのかということですけど、現実、図書館それぞれ、この提出資料の中のありますように、蔵書を入れる規模と申しますか、1番大きな飯塚図書館から1番小さな穎田図書館まで、現状の状況の中で同じサイズの図書館にすることについては非常に難しいというふうに考えております。そういうことから各館の図書を利用できる配本システムというものを作り上げて、自分の利用する図書館にない本でも貸し出すことができるというようなシステムにしておりますので、そういうところを利用していただければ、少しではありますけど平準化とまではいきませんが、自分の読みたい本が借りることができるというふうに考えております。

江口委員

はっきり言って、この請願の趣旨に対して誠実に行動しているとは全く思えないわけです。教育長どうですか。この請願に対して教育委員会は誠実に向き合って、その行動を成しているとお思いですか。

生涯学習部長

今の江口委員のご指摘でございますが、この請願以降指定管理者の導入に伴って、いろんなサービス向上を図っているとともに、例えばいま一番小さいと言われております穎田図書館につきましても教育委員会のほうでいま建設が始まりました小中一貫教育校に図書室を併設いたしまして、地域の方々へのサービス向上に努めるようにしているところでございますし、穂波図書館等につきましても現在まだ検討協議中ではありますが、子どもたちに特化したような図書館の利用というようなことも検討しているところでございますので、教育委員会として全くこの請願に対して何もしてないということではないというふうに考えております。

江口委員

そうは言われますが、誠実に向き合っているとは思えません。それはある意味、行政のほうとしての判断もあるかもしれませんが、市民の方々から見た判断もございまして、現実、明ら

かに穎田の図書館というのは公民館図書室の延長ですよ。ただそれにしてみても、そこを広くするのは、言われたように小中一貫校の建設を待とう、それもありませんが、そこまでの間においてきちんとした段階を踏んでこういった形でサービスを充実させていこうという動きがなかったら、議会としても現実どうなのと。今お言葉の中にも穎田小中一貫校の中に図書室をというお言葉が出ました。まさにやっぱりそこが意識だと思うんです。議案として上がったときには図書館とはなっておりましたが、まだまだサイズとしては果たしてどうなんだろうと、そこで図書館に見合うだけのサービスは提供されるんだろうかと非常に不安があるんだと思うんです。そこら辺についても今度、課長は規模があってできないんだと言われた。じゃあその小中一貫校の中では、その規模についてはきちんと拡充がなされ、開館時間、そして職員、今は公民館との併用ですよ。この図書館と名前がついておりますが、同じ部屋の中には人がいないわけですよ。そのあたりについてはきちんと改善がなされるんでしょうか。

生涯学習課長

本年度から工事が始まります穎田小中一貫校の公民館の中に図書館という形で設計を入れさせてもらっております。大きさとしては図書館の占有部分としては、今の穎田図書館の2.6倍近くの大きさになります。それに共用部分の会議室、トイレ、授乳室等いろいろつきますとかなりの面積になるんじゃないかというふうに考えております。また蔵書についても館自体が今の部分よりも広くなれば、その分蔵書数についてもある程度ふやすことができるんじゃないかなというふうに考えております。飯塚図書館に近づけるといほどの規模ではないにしても、配本システムと図書館の相互活用をしていただければ、現状よりは改善できるというふうに考えております。

江口委員

現状よりは改善するからでいいんですかね。現状よりは改善して、この言われたサイズが43平方メートルが2.6倍したらどのぐらいになります。3をかけても150平方メートルですよ。150平方メートルといったら穂波よりも小さいですね。この請願で言われたのは、指定管理者を導入する3館と穂波、穎田、この2館との差が大きいと。だからこそ、その平準化をしよう。そしてまたもう片一方では、図書館というのが市民の学習の基盤であるから、だからこそ底上げをしようという形だったわけでしょう。同じように国においても関連法ができ、子ども読書基本計画もやりながらやってきたわけですよ。もう一度ちゃんと考え直すべきだと思いますよ。どうですか。

生涯学習課長

委員の言われることも重々わかるんですけど、平準化という名のもとに現在ある飯塚市立図書館規模に全てを合わせるということについては非常に困難を要すると考えております、今の飯塚市の財政事情を考えると。ただ面積につきましても、今回、今2.6倍と言いましたけど、あくまでも蔵書を置くスペース分だけでございますので、他の共用部分、会議室、トイレ、授乳室とか一般的な図書館に付随する面積も加えますと、いま言われたような部分よりも少しは広く感じて使っていただけるんじゃないかなというふうに思っております。何度も言いますように蔵書数につきましても、その規模に合わせた蔵書数が確保できるというふうに思っておりますので、委員とはだいぶ開きがございますけど、平準化に少しでも近づけて行けるというふうに思っておりますし、そういう事情がございますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

委員長

次に、254ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

254ページ、図書館費の市立図書館指定管理委託料についてですが、この今の図書館の状

況、今いろいろ出てきましたけども、指定管理に関してよろしくお願いします。

生涯学習課長

指定管理導入後の状況でございますけど、導入後の状況につきましては、図書館の利用者、利用登録者、貸出利用者、貸出冊数につきましては、指定管理後の平成20年度から順調に伸びてきております。また指定管理後の取り組みとしてブックスタートの開始や図書館における図書コーナーの充実、時事・地域催事・新書図書コーナーの新しい設置など、利用しやすい図書館づくりを進めているところでございます。また毎年行っております利用者アンケートでも、職員の接遇の改善やレファレンス能力の向上など、職員の資質についてもある一定の評価を得ております。指定管理後、そういうところで若干サービスの向上があったと考えております。

宮嶋委員

次に、254ページ、図書館費なんですけど、今るる江口委員のほうからも出ましたけれども、金額がなかなか増えていかないで本当に横並びというか、毎年同じ金額、光を注ぐというのがあるらしいんですけど。ということで図書費が出ておりますが、ぜひやっぱり増やしていただきたいというのと、この図書を購入するにあたって誰がどういう図書を購入するのかということは各館それぞれで決まるのか、その辺のところをお願いします。

生涯学習課長

図書費が合併当時に3639万1千円が翌年度は3339万円になって現在に至っているということで、これ以上上げれないかというご質問でよろしいでしょうか。この件につきましては飯塚市で予算措置しております図書費がどの程度のものかということ調べましたところ、福岡県立図書館が行った平成22年度の県内各市の図書館購入費調べによれば、飯塚市の市民1人当たりの購入額が256円というふうになっております。この金額は、同じような市、人口10万人前後の市と比較しました結果、低いほうでなく高いほうではないかなというふうに思っております。

また、先ほど委員が言われましたように、22年度は住民に光を注ぐ交付金という形で1千万円を活用して図書を購入する予定にしており、これは繰り越しておりますが、23年度にこの1千万円の交付金を利用していただいて図書資料等を購入するようにしております。また、図書費の増額につきましては、今後とも関係各課に要望していきたいというふうに考えております。

また、購入の方法でございますけど、通常の新刊図書につきましては各図書館の司書が週間新刊全点案内とか書店または版元などの見計らい、それから各種ブックキャラバン、ブックフェアなどを利用して資料を選定し発注を行っているところでございます。ただ高額資料とか郷土資料とかの問題のある、物議のある資料などについては、図書館資料選定委員会において検討し購入しているところでございます。

宮嶋委員

全体を挙げて、図書館それぞれの設備というか図書を充実させていくこととあわせて、やっぱりせつかく5つあるんですから、それぞれの図書館に特徴を出して、こういう種類の本はここが充実しているよとか、そういう特徴をつけることも大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ選定委員会なり何なりでも審議されて、どういう図書館をつくっていくのかと、最低限の市民の皆さんに提供する図書っていうのは絶対的にいると思うんですけど、あと細かなところでそういう工夫をしていって、児童書ならここが多いよとか、こういう専門誌はここが多いよというような特徴づけをしていくと、皆さんいろんな図書館利用されるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひその辺工夫をしていただきたいと思いますけど、そういうことを要望しておきたいんですけど、考えていただけますでしょうか。

生涯学習課長

いま言われました点につきましてはまだ大きな特徴と言えるかどうかわかりませんが、図書館によってその地域の要望される本を集めるようにはしております。今後ともそういうところできるだけ、5館それぞれ特色のある図書館づくりに努めていきたいというふうを考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員長

次に、258ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

258ページ、文化会館費、教育文化振興事業団運営費補助金についてですが、この内容を教えてください。

生涯学習課長

事業団への補助金につきましては、そのほとんどが事業団職員の人件費でございます。補助金に占める割合は93%で、残りが事務費というふうになっております。

宮嶋委員

この事業団、何人の職員がいらっしゃるんですか。

生涯学習課長

現在、事業団では事務局長1名、事務を担当する職員が2名、それから受付等の管理業務に3名の職員、それと駐車場係が3名おりまして、合計で9名在籍しております。

宮嶋委員

この項はいいです。

委員長

次へどうぞ。

宮嶋委員

260ページ、保健体育施設管理費という維持管理委託料について、いわゆる指定管理委託料というのが別にあります。それ以外は全て直営で管理している施設委託料でしょうか。

生涯学習課長

健康の森公園、市民プール及び体育施設指定管理委託料以外の委託料につきましては、直営で管理しております17施設の業務委託料や管理委託料でございます。

宮嶋委員

それでは運動指導業務委託料はどのようなものでしょうか。

生涯学習課長

運動指導業務委託料につきましては、健康の森公園多目的施設において施設利用者に対する運動器具等の使用指導やトレーニング指導を行うための指導員の配置に係る業務委託料でございます。

宮嶋委員

指導員は何人いらっしゃるんですか。

生涯学習課長

だいたい3名ほど常駐しておりますが、はっきり何名という形では委託しておりません。3名必ず置くようにという形で、それぞれ委託先から派遣されるようになっております。

宮嶋委員

個人の契約ではなくて、その委託先から常時3名入れ替わりがあるけれども、お見えになっているということですね。了解しました。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第10款 教育費についての質疑を終結いたします。

次に、第11款 公債費、第12款 予備費及び第13款 災害復旧費、262ページから266ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第11款 公債費、第12款 予備費及び第13款 災害復旧費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:48

再 開 14:59

委員会を再開いたします。

坂平委員

市長は、出席はどうなっちゃんですか。午後から見らんごとあるし、市長不在でいいんですか。何の報告もないですけど。

委員長

すみません。市長から留守についての報告がございましたので、私のほうで了承させていただきます。市長はもう少しで帰ってくると思いますが、ご了承願えますか。よろしくをお願いします。それでは続けます。

生涯学習課長

申しわけございません。先ほど宮嶋委員の多目的施設のトレーニングにおける指導員の数について誤った答弁をしておりましたので、訂正させていただきます。答弁の中で常時3人と申し上げておりましたが、正しくは常時1名以上という形でいま契約をしておりますので、訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

委員長

了承願います。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款 市税から第10款 地方特別交付金、100ページから102ページまでの質疑を許します。

まず質疑事項一覧表に記載されております100ページ、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

100ページの市税滞納繰越及び差押さえについてということで質問をさせていただきます。資料の1ページに数字は出していただいておりますが、この間の滞納額の推移と状況について説明をお願いいたします。

納税課長

いま申されましたように、資料1ページの一番上の表をごらんください。収入未済額の状況ということで、税目ごとに平成18年度から22年度までの額を記載しておりますが、この収入未済額が基本的に滞納繰越額として次年度に繰り越されることとなります。推移といたしましては18年度から22年度まで金額的には減少傾向にございますが、これを対調定費から見ますと、18年度は10.68%、19年度は8.65%、20年度は7.13%、21年度は7.17%、22年度では7.23%と推移しております。このことから収入未済額、いわゆる滞納繰越額はここ3年間は対調定費7%で推移しておりますが、金額的には10億円を上回る大きな額でございます。また市税全体の調定額も18年度から減少しております関係上、収入未済額いわゆる滞納繰越額が減少しているからといって税の増収になっているとは考えておりません。

宮嶋委員

何度も申しますが、経済情勢がこんな苦しい中で、前年度の収入に対して税金もかかってく

るということでは、本当に徴収される皆さん大変なご苦勞をされているというふうに思います。その資料の2つ下に差し押さえさへの状況調べというのが載っております。いくつかいるんな種類が書いてあるんですが、差し押さえさえができない、こういうふうに決められているものは何でしょうか。

納税課長

差し押さえ禁止財産については、各それぞれの法令によって決まっております、生活に対する必需品とか、あと給与等々そういうもので生活に必要なもの、そういうものにつきましては差し押さえができないというふうになっております。

宮嶋委員

それでは具体的に給与については差し押さえができるんですか。

納税課長

給与につきましては基本的にはできます。

宮嶋委員

どのくらいの割合とかいうのがあると思いますが、いかがですか。

納税課長

給与につきましては滞納者本人の勤務先を調査するとともに、勤務先に差し押さえ可能額のお願いをいたしまして、差し押さえをするということになります。なおその可能額でございますが社会保険料や所得税等の控除額をはじめ扶養者の人数等もその控除の範囲になりますので、一概に給与の何割というふうなことにはなっておりません。

宮嶋委員

そうだろうというふうに思います。いわゆる社会保険とか諸々引いた後で、例えば2人家族、3人家族、この方たちがその1カ月暮らしていけるかどうか、必要最小限の金額を引いたその金額が差し押さえられると、そういう理解でいいですか。

納税課長

そのとおりです。

宮嶋委員

それでは児童扶養手当、またいま子ども手当というのがありますが、こういうものについて差し押さえはできるのでしょうか。

納税課長

児童扶養手当等のものにつきましては、それ自体の差し押さえはできません。

宮嶋委員

あと預貯金という欄があるんですが、これ大変な金額ですよ。その預貯金というのは何なのかというのを聞いていいですか。

納税課長

預金につきましては、銀行または郵貯銀行等々に預金してあります債権でございます。

宮嶋委員

以前は生活費が少し余るから、このくらい毎月貯金しようということで銀行に持っていかれたり、郵便局に持っていかれたりということで、それが預貯金だという考え方だと思っんです。いまは皆さんもそうだと思いますが、銀行振り込みにされているんじゃないかなと思っんですよ。いま言いました児童扶養手当だとか子ども手当、こういうものも含めて通帳に入るわけですよ。この通帳に入ったら預貯金ですか。

納税課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

納税課長としてはあれなんでしょうけど、一個人としてそういうふうを考えられますか。社会常識的に給料が振り込まれたら、それからお金を下ろして皆さん生活されるわけですよ。生活費なんです。さっき言ったように、給料の差し押さえはこのくらいの金額以上は差し押さえできませんよという法律があるわけですよ。実際は給与が振り込まれている通帳を見れば分かると思うんですけど、これは通帳に入ったから預貯金だと、こういうふうに課長が断言される、法律とか何とかにそういうのが決まっているんでしょうか。

納税課長

我々が差し押さえを全体的にする前に、そういうふうな差し押さえをする前に、滞納者の方の税金の滞納がまずあるわけです。ですから私たちはその差し押さえをしたいとかそういうことで差し押さえをしなくちゃいけないということをやっているのであって、差し押さえをしたがためにそれをするというではありません。ですからそこら辺ちょっとご理解いただきたいんですけども、我々が連絡をとるとか、督促、催告、いろいろとするわけですけども、それでもなおかつ出てこられない、また電話をしても連絡がいただけないというふうなことで、やむなく差し押さえをしたら出てこられる滞納者の方が多ございます。だから一概に給料をとるためとか、そういうことじゃないんです。向こうとの相談を始めるための手段としても使っているわけです。そして私たちが財産調査を行いまして、その口座の中に預貯金等の財産を発見した場合は、国税徴収法の第63条の第1項において、「徴収職員は債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえなければならない」と規定されております。ですのでその規定によりまして、我々は全て差し押さえを行っているということでございます。しかしながら、これは従来から申し上げていることですが、差し押さえ後に子ども手当や児童扶養手当、そういうものが入っているというふうな申し出がありましたら、その中で納税協議を行いまして、分納や納付計画等で誓約書などの提出がありましたら、一部返還とかそういうものも含めて行っておりますので、取りっぱなしというふうなことではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

宮嶋委員

そこら辺のご苦労は重々わかった上で質問をさせていただいておりますが、やっぱりその前に皆さん相談に来られれば、いくらでも応じますよということなんですが、なかなか敷居が高くて中が見えないようにいま暖簾がついていますよね。あれも工夫の1つかなと思いますけど、それでもやっぱり皆さんどうしても行けなかったと、どうでもこうでもお金を下ろしに行ったら全額引き下ろされていたので、慌てて相談に見えるという方もいらっしゃいます、確かに。ところが差し押さえをされて、その前に確かに督促が来ているのは来ていると思うんですけど、その辺の認識が薄かったり、先延ばしにされたりということで、そこら辺が納税者の方にも確かに問題がある部分があると思うんですが、差し押さえされて相談にお見えになる方はいいんですけど、最悪お金がなくなってその後をどうするかっていう、こんな状況で金も払えず役所にも行けず、どうしようかということで自殺まで考えられる方とかいうのも無いことは無いと思うんです、考えられないことは。そういう意味でもやっぱり給料とか、さっき言われましたけど預貯金が入っていたんで全額引き落とししましたというのは、通帳に入ったら預貯金だという固定観念ですね、昔からの。それを変えていかないといけないと思います。通帳に入っていたら預貯金だという考え方だけはやめていただきたいなというふうに思います。それで、もしその方がお見えになって、これが給料だと、子ども手当だということが分かれば、給料はともかく、例えば給料の何%かの分ですね。それと児童扶養手当とか子ども手当がもし差し押さえられていたとしたら、給料は増えた分ですね、全額一応返していただけますか。

納税課長

いま質問委員さんが言われたことは十分に理解できますけれども、ただうちのほうに入って

きた分が全て子ども手当だから全部返してくれ、児童扶養手当だから全部返してくれと言われても、はいそうですかと言う訳にはまいりません。なぜかと申しますと、当然その方は差し押さえられたということは滞納税があるわけです。ですから返すのはいいんですけども、いまある滞納税はどうされますかと。当然そこで協議をして、お互いが納得して、こういうふうな形で分納しますとか、解決策をちゃんと見出してからお返しすると、無条件に全額を返すということはいかがなものかと思っておりますので、そういうふういきちんと滞納者の方と話がついた場合には一部返還も含めてあり得るということでございます。ですからむやみには返さないということです。

宮嶋委員

むやみには分かりますけど、もちろんお見えになれば分納相談するわけですから、法律で差し押さえたらいけない部分は一旦お返しして、その中から返していただくということにならないんですか。

納税課長

そういうこともないとは言えませんが、過去にそういうふうな話でお返ししてそのままと、次出てきてくださいというふうな話をしたときに、出てこられずにそのままというふうなこともございました、実際に。ですのでそこは慎重にやっぱり行っていかなくてはいけないというふうに考えております。

宮嶋委員

そのままということがあったということですけど、皆さんそういうわけじゃないし、お返ししたその金額の中から1回分というか、分納の相談になった1回分をもらえばいいわけでしょう。一旦返すべきじゃないですか。

納税課長

言われることも含めまして、当然その状況状況によって違いますので、ケース・バイ・ケースですね、そこら辺は対処していきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

よろしく願いいたします。それと通帳に入ったお金が全部預貯金だという考え方でですね、それをぜひ今後検討していただきたいという要望をしておきます。

委員長

続いて102ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

102ページ、国有提供施設等所在市町村助成交付金、この交付金の内訳をお願いいたします。

課税課長

いま宮嶋委員のほうからご質問がありました助成交付金とは、いわゆる基地交付金のことでございます。これにつきましては国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に基づきまして、国が所有する固定資産のうち、米軍が使用している固定資産や自衛隊が使用する演習場等が交付対象となります。国有財産台帳に搭載されております価格に応じました割合で、各市町村に交付されるものでございます。固定資産税を課することができないために、固定資産税にかわる財政補給金的な性格を有するものでございます。これの配分につきましては平成22年度、国の予算が約335億円ございます。この金額を総額の10分の7は各市町村の区域内に所在する対象資産の割合で按分しまして交付されます。そして残りの10分の3につきましては対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して配分をされておるところでございます。

宮嶋委員

この335億円とおっしゃいましたけど、この予算は毎年違って来るわけですか。

課税課長

この交付金は総務省管轄になりますので、総務省のほうで国の予算として上がっております。近年の傾向を見ますと、若干ではありますけれども少しずつ上がっているように見受けられます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑はないようですから、第1款市税から第10款地方特例交付金までの質疑を終結いたします。

次に、第11款地方交付税から第14款使用料及び手数料、102ページから110ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております106ページ、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

106ページ、総務使用料の人権啓発センター使用料についてお尋ねします。同和会館、人権啓発センターの平成22年度使用料の内訳をお願いいたします。

人権同和政策課長

同和会館及び人権啓発センターの使用料の内訳をご説明申し上げます。同和会館会議室及び冷暖房の使用料といたしまして、立岩会館が1万9377円、伊岐須会館が41万7610円、合計で43万6987円でございます。人権啓発センターのほうで会議室及び冷暖房使用料といたしまして、穂波センターで3万9310円、筑穂センターのほうで5万2300円、合計で9万1610円となっております。

宮嶋委員

それぞれの同和会館、人権啓発センターの平成22年度の利用者数を教えてください。

人権同和政策課長

利用者数につきましては、平成22年度で立岩会館が5,776名、伊岐須会館で5,827名、穂波人権啓発センターで4,942名、筑穂人権啓発センターが2,350名となっております。

委員長

次に、106ページ、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

106ページ、土木使用料、市営住宅の使用料についてという欄で、資料が6ページから9ページまで出ておりますが、住宅使用料が減ってきているようです。新しい団地もできておりますのに減っているようですが、状況と減っている原因ですね、これを教えてください。

建築住宅課長

資料に基づきまして説明をさせていただきますと、住宅使用料の現年度分、調定額でございますが、6億4321万1600円に対しまして収入済額が5億9362万9600円でございます。収納率といたしましては92.29%となっております。また過年度分、これは滞納分でございますが、これにつきましては調定額1億5928万2034円に対しまして収入済額が1843万500円でございます。収納率といたしましては11.57%となっております。全体でいいますと調定額8億249万3634円に対しまして、収入済額が6億1206万1000円で収納率76.27%となっております。収納率につきましては合併当時から平成19年度にかけては収納率が上がる傾向でございましたけれども、平成20年から収納率が1%程度毎年下がっているという状況でございます。その原因ということでございますが、平成1

8年の合併のときには住宅使用料の統一を図っておりますが、その際に使用料が上がる方につきましては激変緩和措置ということで3年間の傾斜をかけて使用料を徴収する方法を取ってきた関係がございます。1年ごとに使用料が少しずつ上がっていき、平成21年度から通常家賃になるようにしております。また住宅の新築の場合、移転においても使用料が上がりますので、5年間の傾斜で使用料を徴収することとしておりまして、6年目に本来家賃になるというような取り方をしております。そのようなことで使用料が年々ふえていくということも収納率が下がっている原因の1つかと思いますが、平成20年以来経済不況ということもありまして離職や収入の減、そういうものも原因の一部ではないかと思っております。

宮嶋委員

なかなか使用料が上がったら入ってくるのが少なくなるというような話、なかなか払えない、滞納が増えてくるということですかね。それから今の状況は資料の8ページにあるんですが、その前の6ページ、7ページにずっと空き家の状況を出していただいております。それを見ますと、平成22年度ですね、空き家が369です。その後いわゆる政策空き家とか諸々の名前が書いてあって、最後は修理が不可能なのだということで数が上げてありまして、これが総合的に300いくらになるんだと思いますが、この空き家の種類について説明をお願いいたします。

建築住宅課長

資料に基づきまして、これは平成23年3月31日現在の状況でございますが、その時点で369戸の住宅が空いております。内訳といたしましては、政策的に建て替え予定などがある住宅については公募を停止しています住宅が170戸、それが政策空き家でございます。通常空き家が199戸でございます。その199戸の内訳でございますが、予算の範囲内で修理を行いまして、公募が可能な通常空き家が137戸、補修費等が多くかかるために他の補修状況を見ながら終了して公募をしている住宅が12戸でございます。残りの50戸につきましては地盤沈下などによりまして補修が困難なものということで、その50戸を上げております。

宮嶋委員

政策空き家という170戸ですかね。これはいわゆる災害だとか緊急に避難しないといけない、こういう方たちのためにわざとと開けてあるという住宅ですかね。

建築住宅課長

政策空き家に上げております170戸といいますのは、建て替え予定がある住宅の分でございます。そういう緊急避難的に提供する住宅につきましては、別途、通常空き家予算範囲内で修理を行い公募可能な137戸のうちに入っております。

宮嶋委員

137戸のうち、何戸ぐらいがそういうことで確保しているんですか。

建築住宅課長

現在10戸ぐらいの住宅を確保しております。

宮嶋委員

そうすれば、あと127戸ぐらいはこれは修理をしなくても入れるんですよね。わかりました。127戸については修理をすれば入れる空き家だということで、空き家は空けておくと収入がないわけですよね。やっぱり家は住まないと傷んでいく部分もありますんでね、これ補修費かけて補修して、これを募集にかけようと、全部いっぺんにというのは無理かもしれませんが、年度ごとに何戸ぐらいは修理して空き家募集しようというふうな考えはあるんですか。

建築住宅課長

空き家の補修につきましては、比較的新しい住宅とか需要の高い住宅、利便性のいい住宅などを積極的に補修をいたしまして公募をしております。利便性が悪い所とか建設年度が古い住

宅、また2階建ての住宅などは応募が少ないわけですが、補修を行いまして公募しても応募のない住宅もございます。限られた予算の中で費用対効果なども十分に考慮した上で補修をしておりますので、年4回の公募の時期に公平な空き家募集を考えながら補修をしておりますので、できるだけ多くの補修を行いまして、入居者増につなげていきたいと考えております。

宮嶋委員

ぜひ予算の範囲内ということだけでなく、予算をふやしてでも空き家をなるべく無くして、いま本当に民間で高い家賃で苦労してある方がたくさんいらっしゃるんですね。市営住宅いっぱい空いているじゃないかと、何で入れんかというのが皆さんから聞こえてきます。ぜひ、できるだけそういう整備をしていただいたら、わずかでしょうけども収入がふえていくわけですから、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

委員長

続いて108ページ、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

108ページ教育使用料、健康の森公園の多目的施設について、これは利用料状況がどういふふうになっているのか教えてください。

生涯学習課長

健康の森公園多目的施設につきましては、平成21年8月にオープンいたしました。21年度トレーニング室、エアロビクス室、会議室を利用された方は月平均で1,853人程度でありましたが、22年度におきましては施設の周知が図られたこともあり月平均で500人以上増加しております。だいたい毎月、2,400人前後の方が利用されております。ちなみに21年度が8月から3月までの8カ月間で14,819人の方に利用いただいております。22年度におきましては12カ月間で29,270人の方に利用いただきました。

宮嶋委員

利用される方はどういう年齢層の方が多いいのか、その辺をちょっと教えてください。

生涯学習課長

多目的施設を利用されている方々の年齢層ですが、年齢別の利用状況等の統計を取っておりませんので、正確なお答えになるかどうかわかりませんが、受付のほうで確認をしたところによりますと、午前中につきましては60歳以上の男女の方々、それから午後になりますと30歳代から50歳代の女性の方、それから夜間につきましては、20歳代から40歳代の男性が比較的多いように見受けられます。

宮嶋委員

せっかく立派な施設ができていますから、たくさんの方に利用していただきたいというふうに思います。なかなか場所が一番外れにありまして、高台にありまして、交通の便が悪いということもあります。コミュニティバスの今後がどういふふうになるかわかりませんが、ぜひそういう交通のことも考えて、充実していただきたいというふうに申し上げて終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(他になし)

質疑はないようですから、第11款地方交付税から第14款使用料及び手数料までの質疑を終結いたします。

次に、第15款国庫支出金から第22款市債、110ページから136ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております122ページ、宮嶋委員の質疑を許し

ます。宮嶋委員。

宮嶋委員

122ページ、基金運用収入ということで、この122ページに基金運用収入の決定額が記載されていますが、2010年度の主な基金の規模、また積み立てや取り崩しなどの状況、または基金の預金利子や運用収入について説明をお願いいたします。

財政課長

それでは基金の動きにつきまして、決算の成果説明書、黄色の表紙のこの資料の78ページ、この資料で説明をさせていただきます。78ページには基金の現在高状況についての表を掲載しておりますが、この状況の表で主な基金の積み立てや取り崩しの状況についてご説明いたします。表の一番上に記載しています財政調整基金、これは新規に平成21年度からの繰越金の約2分の1にあたる6億1608万5千円、これが新規積み立てのところで計上しておりますものでございます。22年度につきましては行財政改革による人件費等の歳出抑制や普通交付税が増額をしましたことなどによりまして、歳入が増加いたしまして財源不足となりませんでしたので、財政調整基金の取り崩しの欄はゼロでこれを取り崩さずに決算ができております。これによりまして22年度末の残高、一番右端の欄に残高を記載しておりますが約43億3600万円というふうになっております。その下に減債基金について記載しておりますが、これは市債償還の財源に充てることのできる基金ですが、これにつきましては22年度の財源に余裕ができましたので、将来の公債費の償還に備えるために災害援護資金償還分と別に4億5895万7千円、22年度で積み立てることができております。これによりまして右端の欄の22年度末残高が約13億7800万円となっております。その他の基金につきまして、取り崩しの欄に数字が上がっておりますが、各々の設置目的にある該当事業に応じた額を取り崩しいたしまして、運用おこなっております。

次の79ページに基金の運用状況について資料をつけております。右側の方に、平成22年度の預金利子及び運用収入の内訳についての表を掲載いたしております。上の表に記載の大口定期預金等による預金利子の合計額が、約5480万円で、これは利率の低下などにより前年度比2100万円ほど減少いたしております。下の表の方に国債、仕組み債等による運用収入の合計額が約2020万円となっております。これは前年度より2800万円ほどの減少しておりますが、主な要因といたしましては、円高の影響により米ドル建ての仕組債これで収入がなかったことによるものでございます。

宮嶋委員

いま言われました仕組債ですが、円高の関係で収入がなかったということですけど、元金が減るとか、損をするということはないわけですね。

財政課長

元本は保証をされております。

委員長

124ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

利子及び配当金の新筑豊青果株式会社株式配当金についてお尋ねいたします。持ち株会社がインバンドホールディングスという会社名に変更になっているのではないかなというふうに思いますが、この配当金というのは旧の会社名のままで変化がないようですけどこういうことなるんですかね。

農林課長

持ち株会社のインバンドホールディングスになりましたのが、平成22年の2月でございまして。従いまして、このことから予算書にはインバンドホールディングスで掲載をさせてい

ただいていましたが、その後取締役会の決定によりまして、従前の新筑豊青果として配当があるとの決定がなされたことによりまして、このような記載をさせていただきます。

宮嶋委員

予算との整合性と思いましたが、今後もこの名前そのままということですか。

農林課長

これは今回のみの措置だというふうに考えています。

宮嶋委員

株の配当金、これの収入がここ何年同じ金額がずっときておりますが、上がったたり下がったりという、下がらないほうがいいですけど、上がったりということはないのでしょうか。

農林課長

配当金の上限が1株6円ということになっておりまして、従前からこの6円が配当されております。ただしご指摘のように会社の経営状況によりましては、最悪で無配ということも考えられますが、現在のところ6円が引き続き当分の間大丈夫じゃないかなというふうに考えております。

宮嶋委員

6円から上がることはないんですか。

農林課長

これにつきましては、そのように決まったものですから現在では6円というのが上限になっております。

委員長

次に行きます。124ページ、江口委員に質疑を許します。

江口委員

市有土地売払い収入についてお聞きいたします。この市有土地の売払い、未利用地について少しでも財政に寄与するために売払っていくわけですが、その手順としてはどのような形になるのか、まずお聞かせください。

管財課長

市有土地の売払い方法につきましてご説明いたします。市有土地の売払いについては、普通財産として行政財産として用途がない土地につきまして、一般競争入札方式を基本として売却を行っております。それ以外に国、県が行う公共事業用地や価格公示方式で売却する宅地につきましては、随意契約方式で売却を行っております。また単独利用が困難な小規模な土地につきましては、その隣接土地所有者に随意契約方式で売却しています。

江口委員

土地があるわけですね、そしてそれを買いたいお客さんがいましたと、そこからその入札とかに至るまでの過程についてお聞かせいただけますか。

管財課長

隣接の所有者が土地を求められるというケースでございますが、通常その土地を所管している担当課へ土地の隣接する土地所有者から払い下げ相談が行われるのが一般的でございます。その後担当課で申請部分の払い下げの可否についての精査を行います。行政財産として保有する必要がある場合、ない場合そういった可否を決定し、売却することに問題がないことを確認した上で管財課が所管しております事務局であります公有財産調整委員会において、当該行政財産であれば行政財産の用途の廃止及び売却についての審議をおこないます。その後隣接土地所有者への売却を行ってまいります。

江口委員

まず1点、隣接する土地所有者でない方が買おうとした場合にも同様の形と理解してよろし

いですか。

管財課長

隣接土地所有者でない場合につきましては、一般的には一般競争入札方式もしくは価格公示方式になろうかと思えます。

江口委員

ですから、入札が行われてれば、隣接の方ではなくても入れるのは分かるんです。ところがそれがその入札にも出てないと、これは市が持っているのは確実だと。どうやら未利用らしいと。これを買ってもう一つの別な形をすれば、こういった利用ができるのでこの土地を市のほうから譲っていただけないかという方がおられたとします。そういった方々が市に対して申し出があった場合には、どのような形になりますか。

管財課長

市有土地の売却の問い合わせについてまず管財課で対応しております。またその土地が行政財産であれば、管財課から担当課に引き継ぎを行います。同じようになりませんが担当課において売却についての可否の調査協議を行い、その結果を売却申請者に説明することしております。

江口委員

基本的にそうなると管財課のほうから担当課へつなぐ、もしくは直接担当課に行くと担当課のほうで払い下げが妥当かどうかの確認を行うと言われましたが、そうすると担当課でのみの判断でまず第1段階としてそれが払い下げできるかどうかが決まるという理解でよろしいですか。

管財課長

行政財産として管理しておりますのは、所管課のほう管理しておりますので、まずは所管課のほうでその土地が行政財産として必要なかどうかの判断をしていただくというようなことになろうかと思えます。その場合、その土地の売り払いについてできるというような形になれば公有財産調整委員会のほうに諮っていくと。その過程の中で管財課のほうに関与をいたしまして、その辺の指導を行う場合もございます。

江口委員

一応問題があるケースというのがそうやって申し込みをしました、だけれど担当課のほうで行政財産でまだ使うんだと言い張れる場合だと思うんです。そのときにいいよといったときには、公有財産調整委員会に行くので、これについては問題がないですが、問題は現実にその未利用だねと思いながらも、担当課に行くと、いやいやこれは大切なんだとこれから先々何に使うかわからないというお話があるかもしれません。でそのときにどう対処するかっていうのが問題だと思っています。お話の中では協議をするというところがありましたけど、きちんとしたルールとしてそれをできているのでしょうか。どうなんでしょう。ルールができていれば、これこれこういった基準でそれをやっていくというのがあるのかどうか、それもあわせてお聞かせください。

管財課長

公有財産の総括につきましては管財課が担当しております。売り払いに関しましては、公有財産管理規則に基づきまして財産の管理を指導をする立場でございます。委員ご指摘の所管課での対応を含め今後は管財課および関係各課において、現在不十分であるチェック体制の検討を行いまして適正な土地の処分が行われるよう指導してまいりたいと考えております。

江口委員

いまいみじくもまだまだ不十分だというお話ございました。現実はどうだと思っています。担当課が言うと、ある意味管財課のほうとしても言いにくい部分はあるかもしれません。けれどもやはりこれだけ財政が厳しいと言いながら、市民の皆様方に我慢をお願いをしている段

階であります。そしたら担当課が要ると言っても、要るといった理由が妥当なものかどうか、それについてはきちんと線引きをしてもらわなくてはならないと思っています。そしてそうやってきちんと管財課として一定程度のジャッチを行う。そしてそれについてそれが妥当かどうかという部分を、財務になるのか、行革になるのか分かりませんが、そこら辺できちんとチェックをするという体制が必要であると思っていますが、どちらの部長になるか分かりませんが、お願いいたします。

総務部長

いまお尋ねの件でございますけれども、原課のほうが必要であるという財産でその根拠がない場合につきましては、当然調査委員会等もございますので、そういう場の中で検討いたしまして、不要であれば用途廃止という手続きの中で、質問者言われますように不要財産については極力処分していくということの方針の中で事務を進めてきたいというふう考えております。

江口委員

となればそういったケースについては、公有財産調整委員会のほうで必ずジャッジメントとするというふうな理解でよろしいですか。担当課は要と言った、だけれどもそれについて申し込みがあったものについても、公有財産調整委員会にかけていくという理解でよろしいですか。

総務部長

どちらの場合が知りませんけれども不要ではないかというご意見があれば、それについて真摯に対応してまいりたいというふうに考えています。

江口委員

不要ではないか分かりませんが、その売却の申し込みがあつていれば、それについては担当課が必要だという話があつても、公有財産調整委員会の中できちんと判断をするということでもよろしいですか。

総務部長

質問者言われましたけれども、事務手続きの問題になりましょうが、行政財産として使われていないもの、将来予定のないものにつきましては適切に処理をしてまいりたいというふうに考えています。

江口委員

こだわると言いますが、担当課としても行政財産として将来使うかもしれないからというところで抱え込むわけなんです。問題はそういうケースだと思ふんです。現実使っているものについては行政財産として使っていますので、これはだめなんです。これは先方さんも理解されると思ふんですが、問題は将来使うかもしれないといったところで抱え込む、それについて市としてそれが果たしていいのということです。対局的に見れば、いや、そうは言っても、ここは処理をしてしまおうというのが出てくるだと思ふんです。そういった部分についてきちんとやらなくてはならないので、問題はそういった将来必要かもしれないと思っている部分についても、きちんと判断をするところが必要だということで、いま管財課のほうはそれを協議をした上で不十分なので、協議をするというお話をされた。部長のほうで公有財産調整委員会というやつを持ち出されたので、その場のほうで将来の分についてはやっていただけという理解でよろしいですか。

総務部長

推定の話でございますので、財産の規模等にもよりますけれども適切に公有財産調整委員会を活用するのか、関係部署で協議の中で事務を進めるのか、全庁的な対応が必要であればそういった形での対応を進めますし、必要でないものについては基本的には処分していくというのが市の方針でございますので、そのように事務を進めてまいりたいと考えております。

江口委員

全て公有財産調整委員会に回すと手間がかかってしょうがないという部分があると思うんです。その分についてはきちんと基準をつくって、これについては公有財産調整委員会で取り上げる。そうでない分についてはどここの決断でやるという部分を早急に決めていただきたいと思っております。よろしいですか。

総務部長

いま現実的には作業をしておると思っておりますけども、不足分がありましたら管財のほうに相談いただければ適切に処理をしてきたと思っておりますので、よろしく願いたします。

江口委員

重ね重ね言いますが、不足分があると思うので管財課長の先ほどの発言になったと思っておりますし、私も同様に思っております。ぜひよろしくお願いをいたします。

坂平委員

公有財産検討委員会、この規定は何か設けてあるんですか。

管財課長

公有財産管理規則がございます。それと審議する場といたしましては公有財産調整委員会がございます。

坂平委員

そしたらいま江口委員が言われました、申し入れがあった場合、どのくらいの期間でその委員会を開催して回答を出されるんですか。

管財課長

委員会のほうは大体月に1回程度開催予定としておりますので、その案件が整うかどうか、調整が整うかどうか、原課のほうである程度調整していただくということで、1カ月の場合もありましようし、3カ月程度、その他周辺の土地の関係もございますので、そういった場合もありましようから一概には期間がどのくらいというのはちょっと言えないと、原課のほうが提案で上げてくるという形になろうかと思えます。

坂平委員

それは少しおかしいんじゃないですか。期間を、その1カ月の場合もあれば、3カ月かかる場合もあると。それは規定を設けるのであれば、月に1回やっているのであれば、1カ月なら1カ月、2カ月なら2カ月という公平にね、やっぱりすべきじゃないですか。忙しかったからできなかったとか、メンバーがそろわなかったから開催できなかったとかいうことやなくて、そしていうように保有財産この分について将来、計画があるかないか、これについてどのぐらいの先の計画を考えてあるのか、そのあたりもある程度明確にさせていただかないと、先ほどから言うようにこれだけ財政的には厳しい状況でございますので、いま現在市の保有財産と市有地というのはかなりの空き地、使用してない土地がかなりあると思うんですよ。こういうものをやっぱり売り払いながら定着住民をふやすような政策もやっぱり今後考えていかなきゃいかん。これを行政ができれば民間に移譲してそういうこともインターネットあたりで公表して市報等に載せながら、定住をふやすような考え方もいまから先、絶対的必要な案件だろうと私は思います。だからそういったところで公然と皆さんが飯塚に土地が十分にあるよということをやったり公表しながら、こういう規定の中で手続きを踏めばできますよというものを、やっぱり明確にすべきだろうと思います。そういうことを今後きちっと明確に、ある一定の期間を設けて提示をしていただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

委員長

次に行きます。124ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

124ページ、ただいま詳しく説明を受けましたので、取り下げさせていただきます。

委員長

続いて126ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

126ページ、延滞金です。市税滞納延滞金についてということで、延滞金について減免申請を行うことができるというふうに聞きましたけれども、内容を教えてください。

納税課長

延滞金の減免の法的根拠でございますけれども、市町村民税につきましては地方税法第326条の3項、固定資産税につきましては第369条の第2項、軽自動車税につきましては第455条第2項にそれぞれ規定されております。またその運用に際しましての具体的な減免の該当項目につきましては、飯塚市税条例施行規則第5条に規定してございます。

宮嶋委員

どうの方が申請できるのかということを知りたいんですが。

納税課長

どうの方が申請できますかということですが、この延滞金というのは滞納税についてきます。従いまして滞納されましてそれを納付できなかった場合には年利14.6%というふうな形についてまいります。従いまして納付するけれども借り入れ等々で納付される方もおられます。そういうふうな場合にもこれしかお金がございませぬというふうな形とか、いろいろケースはございますけれども、一例あげますと銀行から借り入れて、そして返すけれども、どうしても延滞金が半分程度までしか届かないというふうなことのときに、この減免規定等を利用いたしまして、残りの延滞金を減免するというふうなことになるようなこともございます。

宮嶋委員

昨年度どのくらいの件数があつたか教えていただけますか。

納税課長

運営実績でございますけれども、平成22年度は12件となっております。その前年の21年度は22件でございました。

委員長

続いて128ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

128ページ、雑入、新弁分団地共用施設維持管理入居者負担金というのがありますが、これの説明をお願いします。

建築住宅課長

この負担金等といいますのは、新弁分住宅は全戸で155戸を建設しておりますが、平成21年度までに完成しまして、平成22年度に移転入居していただくまで、入居済みの戸数は120戸でございます。のこり35戸につきましては、平成23年度から負担してもらうようにしておりました。全ての戸数が完成し、入居されるまでの期間は、浄化槽の維持管理にかかわる経費のうち、120戸の分だけは、共益費は市が入居者の方から一旦受け入れまして35戸分の補てんをして、委託料として管理業者に支払っているものでございます。

宮嶋委員

いま浄化槽のことだけ言われましたけど、そのほかの部分もあるんじゃないですか。いわゆる共益費として住民の方から受け取ってある金額ということではないんでしょうか。

建築住宅課長

その電気代も含みます。水道代とかも一緒でございます。

宮嶋委員

建築途中だからということだろうと思いますが、平成23年度中に全員あらかた入居してしまえば、来年度からはもうこういうのはなくなるんですか。

建築住宅課長

全戸入居が済みましたら、それぞれの住宅で管理していただいて、そこで直接支払っていただくという形になります。

委員長

続いて128ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

128ページ、雑入、幼稚園バスの利用料についてですが、現在の利用状況を教えてください。

学校教育課長

資料の14ページにございますが、平成19年度の10月から幼稚園バス利用料を収納しております。20年度から申しますと20年度の庄内につきましては、延べ人数で年間通して749人、穎田につきましては839人、合計で1,588人で収納額は150万6500円、21年度につきましては庄内が685人、穎田が763人、合計1,448人で133万3500円、22年度につきましては、庄内が645人、穎田が741人、合計1,386人で127万500円となっております。

宮嶋委員

述べ人数でいわれましたけど、実人数というのはわかりますか。

学校教育課長

実人数と申しますと毎月利用している方につきましては、14ページに掲載しております。例えば22年度の5月でございましたら、園児数が79人に対しまして、利用者は55人と、穎田につきましては園児数81人に対しまして利用者数70人というふうになっております。

宮嶋委員

利用が減ってきておりますが、値上げということが大きな原因ではないかなと思いますけど、走っている範囲というか、これがこの辺まで延ばしたらもっとふえるよというような保護者の方からの声とかそういうのはありませんか。

学校教育課長

これは当初の約束と申しますか、穎田につきましては穎田町内を走ると、庄内につきましては庄内町内を走るとのことですとございまして、それに関しまして保護者の声と申しますのは、今のところ私どものほうには届いておりません。

宮嶋委員

範囲から出ないというふうに最初から決まっているわけですね。ぜひ、できればせっかく走っているんですから利用していただけるような方法に改善していったらどうかと思いますので、走れないのかどうかちょっとわかりませんが、その辺の工夫をお願いしてこの項は終わります。

委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(な し)

他に質疑はないようですから第15款国庫支出金から第22款市債までの質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 16:06

再 開 16:16

委員会を再開いたします。

認定第1号から認定第14号までの以上14件については、本日の審査をこの程度にとどめ明日10月27日、午前10時から委員会を開き審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。以上をもちまして平成22年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。